

令和6年

建設委員会会議録

とき 令和6年2月27日

品川区議会

令和6年 品川区議会建設委員会

日 時 令和6年2月27日(火) 午前10時00分～午後2時07分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 新妻 さ え 子 副委員長 まつざわ 和 昌
委員 渡辺 ゆ う い ち 委員 若 林 ひ ろ き
委員 木 村 健 悟 委員 の だ て 稔 史
委員 西 本 た か 子 委員 田 中 た け し

出席説明員 中 村 都 市 環 境 部 長 有江都市整備推進担当部長
鈴 木 参 事 竹 田 住 宅 課 長
(都市計画課長事務取扱)
小川木密整備推進課長 中道都市開発課長
大石まちづくり立体化担当課長 長 尾 建 築 課 長
河 内 環 境 課 長 品川品川区清掃事務所長
溝口防災まちづくり部長 滝澤災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
櫻木土木管理課長 工藤交通安全担当課長
森 道 路 課 長 高 梨 公 園 課 長
(用地担当課長兼務)
北原河川下水道課長 平 原 防 災 課 長
羽鳥防災体制整備担当課長 伊藤災害対策担当課長

○午前10時00分開会

○新妻委員長

ただいまより建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他と進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 品川区自転車活用推進計画策定に向けた検討状況について

○新妻委員長

それでは、予定表1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)品川区自転車活用推進計画策定に向けた検討状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

それでは私からは、品川区自転車活用推進計画策定に向けた検討状況についてご報告いたします。

初めに、お手元のA4縦、頭紙資料をご覧ください。順番が違って申し訳ございませんが、資料の中段、「4.これまでの検討状況」をご覧ください。計画策定に当たっては、昨年から2か年をかけ、外部有識者を含めた策定協議会にてご議論いただきながら検討を進めてまいりました。本日は、令和6年2月2日に実施しました第5回計画策定協議会の内容についてご報告いたします。

初めに、お手元のA3横資料1をご覧ください。資料1ページ上段左をご覧ください、前回、当委員会でもご説明しました計画（素案）について、令和5年12月1日から1か月間、パブリックコメントを実施し、20名（40件）のご意見をいただきました。ご意見を受けて計画を修正した内容につきましては後ほどご説明させていただきますので、それ以外の内容につきまして、時間の関係上、一部割愛しながら説明させていただきます。

まず、1ページ目、2-1をご覧ください、「子育て世代、老年層への自転車ルールの啓蒙を徹底してほしい。特に車道での逆走が危険」とのご意見をいただき、区の考え方としまして、5章「実施すべき施策」に示すとおり、「ルール・マナーの周知・徹底を図り、安全・安心な自転車利用環境の創出」を目指し、世代に応じた交通安全教育・啓発活動の推進に取り組んでまいります。

続きまして、3-2「自転車での歩道通行は危険なため、車道を走行すべきだが、自転車レーンが少なく、また車道の駐停車車両が多く危険。自転車走行環境の整備を進めてほしい」とのご意見をいただいております。区の考え方ですが、5章「実施すべき施策」において、「品川区自転車ネットワーク計画」に基づく、安全で快適な自転車通行空間の整備の推進、路上駐車削減に向けた、路上駐車が多くの箇所への注意喚起看板の設置等を施策として掲げており、安全な自転車利用に向けて一体的な施策の実施に努めてまいります。

続いて、2ページ目をご覧ください。5-1のご意見、「駅周辺や商店街周辺への駐輪場整備をしてほしい。それと併せて駐輪スペースについての広報も必要だと思う」に対しましては、「実施すべき施策」において、「地域需要に応じた駐輪場の整備促進・利用方法の検討」および「買物等短時間駐輪スペースの確保」を施策として掲げ、駐輪スペースの広報については、商店街と連携した駐輪スペース確保の検討の中で併せて検討してまいります。

続きまして、6-1のご意見、「大型自転車の駐輪場確保について、早急に進めてほしい。電動自転

車は重く2段式のラックに載せられず、さらにチャイルドシート付だと隣の自転車とぶつかりとめられない。とめなければいけないのであれば、ラックに載せるのを手伝ってくれる力のある管理人を駐輪場に常駐させてほしい」に対しましては、利用実態を踏まえた駐輪空間の再配分としまして、電動アシスト自転車、チャイルドシート付電動アシスト自転車等の大型自転車の需要拡大を踏まえ、駐輪場の利用状況に応じた、駐輪ラックの設置間隔の見直し、駐輪ラック撤去による平置きスペースの拡充など駐輪ニーズに応じた駐輪場整備を推進してまいります。

続きまして、次の3ページ、11-3をご覧くださいませでしょうか。「大森方面の桜新道では車道ではなく歩道に自転車レーンがあるが、車道が原則なのではないかと混乱する。レーンをつくるにしても車道か歩道か統一してほしい」とのご意見をいただいております。こちらに対する区の考えでございますが、10章「整備形態の検討」に示すとおり、自転車の通行は車道が原則であり、今後は原則車道への整備を予定しておりますが、既に整備された道路の中には、歩道内に自転車の通行位置を示す標示を行った事例があります。歩道内に標示を行った道路については、前後道路の路面標示等により、交通の混乱を招かないよう検討を行い、安全で走りやすい自転車通行空間の整備を進めてまいります。

続きまして、12-1のご意見でございますが、「道路に駐停車している自動車が多く、避けるために道路中央まで出ることがあり大変危険。自動車を避けるために、縁石の低い部分に斜めにアスファルトを敷き、自転車が容易に歩道に登れるようにし、駐停車している自動車の前に出られるようにしてほしい」に対しましては、5章「実施すべき施策」において、自転車が安全に通行できるよう、路上駐車削減に向け、警察と連携しながら、路上駐車が多い箇所への注意喚起看板の設置等の実施を掲げ、安全で走りやすい自転車通行空間の整備を進めてまいります。なお、自転車は車道通行が原則となっており、歩道は例外となり、また、自転車が歩道に容易に登れるような整備については、歩行者との接触のおそれがあり危険なため、整備の考えはございません。

続いて、14-4のご意見でございますが、「電動キックボードなどは、自転車とは全く異なる運転操作が必要であり、免許制とすべき」に対しましては、電動キックボードの免許制度はありませんが、5章「実施すべき施策」において、新たな法改正等の広報啓発として、電動キックボードなどの安全利用について、試乗会等を通じ広報啓発の実施を掲げ、電動キックボードの安全利用の促進に取り組んでまいります。

続きまして、次のページをご覧ください。16-3のご意見でございます。「大井坂下公園が整備された際に、公園を訪れる人が増えた一方で、十分な駐輪スペースがないため、公園入口付近に放置自転車が増えてしまっている。設計の段階から自転車対策は入れるべきである」に対しましては、大井坂下公園のリニューアルオープンの際には公園外に自転車が駐輪されている状況がありましたが、注意を促す看板の設置や見回り巡回などにより、現状では公園外に放置されているような状況はほとんど発生していないと把握しております。引き続き公園利用者の駐輪状況を確認し、適切な公園運営に取り組んでまいります。

続きまして、19-1のご意見、「品川区は東西での高低差が大きく、移動に急な坂道を伴う。そのため、このような地域特性によって自転車の活用方法が変わるのではないと思う。高台になる西部では、ポート数がとても少なく、またポート間距離が長く時間を要するので、シェアサイクルの利用は進まないのではないかと考える。傾斜部では、思いがけず速度が出てしまい事故につながる場合も想定されるため、注意喚起は必要かと思う」に対しましては、5章「実施すべき施策」において、シェアサイクルの普及促進の方針として掲げており、鉄道駅周辺やポートの密度が低いエリア（区西側の住宅地等）

を中心に、シェアサイクルポートの整備促進に取り組んでまいります。また同章において、自転車利用者への注意喚起に取り組むこととしており、スピード等も含めた注意喚起看板の設置による自転車の安全利用の促進等を進めてまいります。

続いて、最後のページ、19-5のご意見、「自転車利用時のヘルメット着用の努力義務化に伴い、事故防止の観点からヘルメット着用の啓蒙活動についても盛り込んでほしい」に対しましては、本計画では、5章「実施すべき施策」において、新たな法改正等の広報啓発を施策として掲げており、ヘルメット着用に関しては、チラシ、ポスター、SNS等での広報啓発や配布等での推進、小学校への配布等を行い、啓発に取り組んでまいります。

いただいたパブリックコメントの主な意見と区の考えは以上でございます。

続きまして、お手元のA3横、資料2をご覧くださいませでしょうか。パブリックコメントや検討協議会委員、庁内関係部署などからご意見をいただき、計画（素案）から修正した部分についてご説明します。資料2の修正内容をご説明いたしますので、お手元の資料3の計画の本編（案）をご覧ください、確認いただければと思います。こちらも時間の関係上一部割愛し説明させていただきます。

それでは、計画（案）、資料3の10ページをご覧ください。パブリックコメントにおいて、電動バイクの安全対策を盛り込んでほしいとのご意見がありましたので、上から7行目以降、特定小型原動機付自転車に含まれる電動バイクについて、記述を追加してございます。

続きまして、52ページ目をご覧くださいませでしょうか。52ページ目には、(3)新たな法改正等の広報啓発のうち、⑤においてペダル付き原動機付自転車を追記してございます。

続きまして、54ページ目でございます。パブリックコメントにおいて、集合住宅でも、自転車が道路にはみ出ているケースがあるため、集合住宅における駐輪場整備の取組が必要とのご意見がございましたので、(1)地域需要に応じた駐輪場の整備促進・利用方法の検討のうち、④に一定規模以上の共同住宅の駐輪場整備について規定した、区の中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱の内容を追記してございます。

続きまして、59ページ目でございますが、(1)自転車による周遊環境の充実のうち、①において、自転車と舟運の連携についても今後必要であるとの観点から、記載を追記してございます。

続きまして、62ページ目をご覧くださいませ、パブリックコメントにおいて、シェアサイクルポートにある自転車の台数が、日中時間帯には駅周辺に多く、住宅地には少ないといった偏りや、電池切れによって使えないといったことがあるため、そういった対策を記載すべきとのご意見がございましたので、施策の④シェアサイクル自転車の配置の平準化や電池切れへの対策等、利便性向上に向けて、引き続きシェアサイクル事業者と連携して取り組みますという記載を追記してございます。

続きまして、67ページ目をご覧ください。パブリックコメントでも自転車通行空間整備に関するご意見が多くあり、庁内で検討した結果、重点施策を「区民交通傷害保険の実施」から、67ページの「自転車通行空間の整備」に変更してございます。

続きまして、101ページ目をご覧ください。自転車ネットワーク路線の延長を記載したほうがよいとのご意見がございましたので、表9-2のとおり、優先度ごとの延長およびネットワーク路線全体の延長を追記してございます。

最後に、105ページをご覧くださいませでしょうか。昨日の当委員会にて、区道路の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について道路課長よりご説明いたしましたが、その内容がお手元の資料ではまだ反映されてございません。最終的な計画では、自転車通行帯の幅1m以上、やむを得ない場合

は0.75m以上の記載に修正し、取りまとめを行う予定でございます。

以上が素案からの主な変更点・修正点でございます。

最後になりますが、今後の予定でございます。今回の第5回策定協議会は最後の実施であり、協議会として計画（案）についてご了承いただいているところでございます。今後は、本年3月末頃、策定・公表を行っていく予定でございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○のだて委員

今回、自転車活用推進計画の策定で、最終的な案が出されたというところで、今ご説明もいただいた中で、パブリックコメントでも、自転車通行空間の整備ですとか、そこに路上駐車があつて走れないということですか、大きな自転車への対応、商店街での駐輪場の整備ですとか、様々な声が出まして、実際にそれがこの計画に盛り込まれているというようなことになっているかなと思います。

しっかり対応していただいて、自転車利用が促進されるようにしていただきたいと思うのですが、特に言いたいのが、パブリックコメントの11-1なのですけれども、道路の整備が大前提だというもののなのですが、アスファルトの境目に車輪がはまって転倒しそうなったということで、実際に私も、むしろ転倒して、けがを負ったことがあります。なので、やはりそうしたことは本当にしっかりやっていただかないと、結局利用を促進していても、そうした事故につながってしまうということになりますので、私がけがしたときは、多分あれは国道だったと思うので、区道ではないのですが、ぜひそうした整備はしっかりやっていただきたいと思います。

あとは、11-3のところ、歩道に自転車が通行するところがあるということで混乱するというお話が載っていますが、私も最近そこを通りまして、一応整備されているので歩道のところを通ったのですけれども、多分あの整備は自転車歩行者道ということになっているのかなと思うのですが、そうしたときに、別に車道を通行することは可能だということで考えていいのかということなんです。今までそこに来るまでの人は車道を走っていたのが、車道をそのまま走っていくということは可能だと思うので、そうしたことも含めて周知をしていただくといいのかなと思います。混乱しないようにということですから、していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○工藤交通安全担当課長

今、委員から、自転車道と車道を混乱しないようにというお話がございました。これにつきましては、警察の指導としましては、自転車道が歩道上にある場合はそちらのほうを走っていただくと。要は車と自転車を分けて安全を確保しようということの趣旨でございます。なので、車道には車、自転車道のほうには自転車に走っていただくということで指導がなされていると理解しております。

○のだて委員

では、歩道にそういう整備があるときは、そこを通ったほうがいいということなのですね。分かりました。道路交通法上は違反にはならないと考えていいのですか。車道を通った場合のこと。

○工藤交通安全担当課長

法律上も、自転車道が整備されているところについては、歩道を自転車で通っても違反にはならないということでございます。

○新妻委員長

車道。

○工藤交通安全担当課長

失礼しました。自転車道が歩道上に整備されている中で、自転車が車道を通った場合に、法律上の解釈は私も今認識がないのですけれども、安全の観点から言いますと、自転車は自転車道のほうを通っていただければという認識でよろしいと思います。

○のだて委員

では、整備されているところを通っていただきたいということですね。分かりました。

そうしたら、ほかのところで、13-1の意見のところでシェアサイクルのことが書かれているのですけれども、平準化と電池切れに対応していくということで、実際に今の状況がどうなっているのかというのをお聞きしたいのですが、区役所にもポートがあって、自転車を持ってこられる業者の方がいるので、今もやられているのではないかと思うのですが、その頻度というか、現状を伺いたいのと、充電というのはどのように行われているのか。電池切れが発生してしまう状況というのですか、そこを伺いたいと思います。

それと、パブリックコメントでも大森駅前住宅のところの駐輪場の意見が幾つかあると思うのですが、この間、住民の皆さんからもこの駐輪場は撤去してほしいということで声が出されておりますけれども、現状、住民の皆さんとお話ししたときには、この駐輪場は一時的なのだということで聞いているのですが、臨時的な対応を今しているということでもいいのかどうかの確認と、今後それを、この回答では現状はなかなか難しいということですが、移転についての検討はどのようにされているのか、伺いたいと思います。

○櫻木土木管理課長

私からシェアサイクルに関してお答えいたします。シェアサイクルにつきましては、事業者がおおむね1日1回、頻度の多いところだと2回程度、ぐるぐると区内を巡回して、必要に応じて台数の調整と、充電器の交換という形で行っているところでございます。

○工藤交通安全担当課長

大森駅前の住宅前駐輪場の関係でございます。こちらについては、放置駐輪が増加したということで設置をしたところでございます。住民の方々には、住宅前の駐輪場の状況を見ながら、撤去、もしくはそういった状況を勘案しながら撤去する・しないというのを判断していくということでご説明させていただいているところなのですけれども、現状を申しますと、利用率が80%を超えているような状況でございます。また、定点的に見ますと100%を超えているような時間帯もございますので、現状で言うならば、撤去についてはなかなか難しいといった状況でございます。

○のだて委員

大森駅前住宅については、どういう検討をされているのかというのを聞いたので、もう少しお話しできるところがあれば、伺いたいと思います。住民の皆さんからはやはり撤去してほしいという要望が、この間ずっと、10年やっているということでお話を聞いていますので、ぜひそれが反映されるように区としても力を尽くしていただきたいと思いますが、改めて伺いたいと思います。

シェアサイクルのほうは、そうすると今、充電器の交換も大体1日1回ぐらいはされているということで、電池切れが起こってしまうという状況の、区としての認識というか、分析を伺えたらと思います。

○工藤交通安全担当課長

大森住宅前の駐輪場の関係にお答えします。こちらの現在の検討状況でございますけれども、住民の

皆様からは、大森の地下機械式駐輪場の利用率もなかなか上がっていないのではないかなというように、その利用率向上についても取り組んでくださいというようなご意見をいただいているところでございます。

区といたしましては、現在、地下機械式の駐輪場の利用率としましては半分を切っているような状況でございますので、ラック等の間引きをして大型車両が入れるような形にできないかというところを検討しているところでございます。それができれば、定期利用者の自転車を飲み込めるといったところも期待できますので、そういったところで検討している状況でございます。

○櫻木土木管理課長

電池切れの件でございますが、現在、区内のシェアサイクルの利用率は1日大体4回転程度ということになっておりまして、同じ自転車が4回使われるというような状況になっておりますので、なかなかそこで長時間使われた方の後という形になると、発生してしまう可能性があるということでございます。

ただ、同じポート内に複数台ありますので、電池が切れればほかの自転車を使っただけということで、全て電池切れという状況はあまりないのかなと思っております。

○のだて委員

シェアサイクルのところは、こういった声も出ていますので、今後対応されるということですので、利用しやすいようにぜひお願いしたいと思います。

大森駅前住宅のほうは、今、水神公園の地下駐車場に大型も入れられるようにということで考えていらっしゃるということで、そうしたこともぜひ進めていただいて、駅前住宅の駐輪場をぜひ撤去できるようにしていただきたいと思います。

全体として、自転車活用推進計画、さらに自転車の利用が促進されるように、引き続き力を尽くしていただければと思います。

○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。

○西本委員

幾つか確認したいと思います。パブリックコメントを見ると、本当にまさしくそうだなという内容が多いなと。ありがたいなと思います。ここから、ご説明いただいたのですけれども、確認も含めて質問したいと思います。

2-1の子育て世代ということで、前から私、指摘しているのですが、チャイルドシート付きですか、乗せっぱなしでその場からいなくなってしまうという。この間もそういう現場があって、やはりそこを通る方々は一様に、危ないよねと。どうして乗りっぱなしにさせるのだろうかということをおっしゃっていたのです。それについて、この推進計画の中に具体的にしているのか。どこまで駄目と言えるのか分かりませんが、そこもきちんと入れてほしいなと思います。それが1つ目。

それから、5-1として、商店街周辺、駅等への駐輪場整備。これは順次やっておられると思うのです。広報も必要だと。確かにそうだと思うのです。場所が分からないという、こういうところが利用できますよというのは、区がやるべきものなのだろうかと思うのです。やはり商店街の方々も、それは個店舗もそうなのですから、そこは意識してほしいなと思うのです。

なので、区がやりますというのもありがたいことではあります。やはり店舗の意識は啓発してほしいなと。だって、そこに買物に来るわけですから。品川区の現状だと、自転車がないとなかなか大変なのですよね。お子さんがいる方なんていうのはそれこそ大変な状況なわけであって、やはりそこは認識を高

めていくため、商店街の店舗への啓発、これはどこかに明記されているのでしょうかということが2点目。

3点目は、11-3、大森方面の桜新道ですけれども、今も議論がありました、あそこは現状、分離されているので安全ですね。それで分かりやすいです。広いからできるのだらうなという思いはあるのですけれども、そこを、車道が原則でありという整備をしていくということなのですが、整備する必要はあるのかなど。分かりやすくするだけでいいのではないのと。あれをわざわざ車道に持っていく必要があるのと。

あれ、安全ですよ。私、毎日あそこの道を利用していますけれども、非常に安全です。道も緑の線があって分かりやすいし、ご近所の方々はそこのルールを守っていると思います。もちろん全員ではないと思いますが。

だから、わざわざ安全に整備したものに対して、告知すればいい話であって、わざと車道に持っていく必要は全くないと私は思いますので、そこはどう考えますかということがあります。

それから、14-4、電動キックボード。電動キックボードはヘルメットを着用しなくてよかったですか。ヘルメットをしなくていいのですよね。自転車はヘルメットをかぶれと言っていて、電動はいいよというもおかしな話だなといつも私は思うのです。あれこそ危険だと思うのです。事故もやはり出てきていますよね。なので、ここはやはり法整備が出てくるのではないかなと私は思います。事故が多くなったりすると。今回はそういう法整備されているものがないので書きようがないと思うのですけれども、ただ、やはりそれは、出てきた段階なのか、注意喚起は必要かなと思います。

それで、今はヘルメットをかぶってくださいと言えないのかな、ちょっと危ないなという思いがあるのですけれども、入れるというのは、今はそういう時期ではないかどうかを確認させてください。それから、法整備があると思うのです。そういう場合、どういうふうに入れ込んでいくかということも聞きたいと思います。

それから、16-3で、大井坂下公園、今は十分に台数をとってありますからいいですよということなのですけれども、大井坂下公園の設計としては、通常利用されることを見通しての駐輪場の設計になっていたのだろうか。だから、今、注意喚起をすることによって十分に事は済んでいるという理解なのか。公園を整備するときには、やはり駐輪場というのは必要になってくるので、その意味合い的なところというのは、そういうことでいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、18-1の大森駅前住宅前の駐輪場なのですけれども、先ほど地下の駐輪場の使用方法についていろいろ工夫したいとお聞きしました。それはそれでやっていただきたいと思うのですが、やはりあそこ、すぐに撤去できる状況ではないと私は思います。大分撤去しているのですよね。半分、3分の1ぐらいかな、撤去しているのですけれども、まだまだ必要だと思います。

前から、あそこは区道なのですよね、区道なので、区としては管理状況というか利用状況を見て判断すべきであって、約束も何もないと思いますよ。利用状況によって考えますということは言っていたと思いますけれども、その現状を踏まえて、しっかり維持していくためのご理解をぜひいただきたいなと思いますので、私はすぐというのは難しいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

幾つかご質問いただきましたが、まず子育て世代、チャイルドシートにお子様を乗せた状態で自転車をとめるというところの危険性のお話ですが、計画の中では、本計画の特徴的なところとして、ルール・マナーの周知・徹底というところは端々に強く記載してございます。ただ、委員ご指摘の、乗せた

ままの駐輪は危ないですよという記載が具体的にあるかという、そこまでの具体的な記載はしてございませんが、基本的に施策の中でそうしたルール・マナーの周知・徹底を図っていくと。さらに、具体的な取組の中で、今ご指摘いただいたところも含めて、分かりやすく、広く、区民、利用者の方に周知・徹底を行っていきたいと考えてございます。

それから、商店街のところは、こちら、これまで商店街というのは、やはり商店街の方々にしっかり取り組んでいただきたいという一つのスタンスがベースとしてございますが、本計画の中では、区としても地域と連携してしっかり取り組んでいきたいということで、駐輪スペースの確保・広報も含めて、計画の中では整備促進・利用方法の検討ということで、あと、例えば買物等短時間駐輪スペースの確保は施策としても掲げてございますので、商店街と一緒に、当然商店街の方にも主体的になって取り組んでいただけるような連携を図りながら、進めていきたいということでございます。

それから、桜新道の歩道のところは、これは区の考え方のところにも記載させていただいておりますが、今後、自転車走行レーンの整備を進めていくわけですが、その際は原則として車道への整備というところをまず書かせていただいて、桜新道の具体的なところにつきましては、ここでも書かせていただいておりますが、前後道路の路面標示等により、混乱を招かないようにということで整理をしてございますので、今、桜新道について、原則に沿って歩道の部分を車道に整備するということではなくて、混乱が生じないように、しっかり標示等で対応を図っていきたいということで書かせていただいたところでございます。

それから、電動キックボード、ご指摘のとおり、ヘルメットの着用は義務化されていないわけですが、今回の策定委員会の委員の方々からも学識からも声としていただいたのは、ここ数年、自転車を取り巻く法の環境というのが、新たな移動手段も含めて、目まぐるしく整備されてきているということもあって、計画自体が向こう10年の計画として位置づけておりますが、その法の動きですとか、あるいは新たな移動手段の浸透具合というのも、もう10年を待たずに、数年あるいは数か月単位で目まぐるしく変わっていくというのは委員からもご指摘を受けておりますので、今回はしっかり、現状がどうなのだというのを計画の中では区民の方にも認識していただけるように書いておりますが、加速度的に変わっていくであろう、法も含めた部分については、この計画の中でもそうしたところはしっかり区民に周知・徹底を図っていくと。安全利用も含めてというのはしっかり記載させていただいておりますので、その都度、しっかり区民の方に分かりやすく周知を行っていきたいということでございます。

○高梨公園課長

私からは、大井坂下公園の駐輪場に関するご質問にお答えいたします。一般的に公園改修の際に、公園の中に公園利用者のための駐輪場を設けるか否かということにつきましては、その公園の立地であったり規模等を総合的に勘案して決めてございます。

具体的に申しますと、大井坂下公園は大森駅の駅前に位置しておりますので、あその場所に駐輪場を設置すると、駅を利用している通勤・通学をされている方の駐輪等に、周辺に有料駐輪場がありながら無料の公園の駐輪場のほうに放置されるといったようなことが危惧されることから、公園内には駐輪場を設置せず、公園利用者の方には、公園の余裕のある部分に駐輪していただき、公園を利用させていただきたいという設計思想で計画をしたところでございます。

今回パブリックコメントに記載されている状況につきましては、大井坂下公園がインクルーシブ公園としてリニューアルされたことで非常に多くの注目を浴びて、大分遠いところから自転車を用以て来園されるお客様が想定よりも非常に多かったため、周辺の園路に自転車があふれ、一部、歩行者の通行に

支障を来したということでお声をいただいたところでございます。

対応につきましては、このパブリックコメントの回答のところにも書いてございますが、しばらくの間、しっかりと周囲の看板であったり、人的対応で注意を促すことで、現在については落ち着いている状況でございます。

○工藤交通安全担当課長

大森駅前住宅の駐輪場の関係でお答えいたしたいと思います。まず、住宅前の駐輪場でございますが、これは当初、北側と、今ある南側の2か所設置してございます。状況を見まして、北側のほうについては利用率が30%を切ったということもございまして、地下機械式駐輪場を設置した段階で北側のほうは撤去させていただいております。

先ほども申しましたけれども、現状、まだ南側の利用率が非常に高いと。併せまして、近隣にある日立大森ビルの駐輪場も100%を超えるような利用率でございます。周りの状況等も勘案して、状況を見ながら判断していきたいと思いますので、今行っていることを住民の方々にも説明しながら、理解を得ていきたいと思っております。

○西本委員

いろいろありがとうございます。やはり自転車、キックボードに限らず、いろいろ変わってくるということは想定されますので、またその都度、いろいろ対応していただければと思います。

最後に、立派なこの自転車活用推進計画、こういう推進計画をとるべきだというのは前々から私も指摘していた部分があるので、ありがたいなと思うのですが、この活用方法ですね。せっかく冊子としてつくったものなので、これをどう活用していくのか。それぞれのところでは、これを基にして啓発活動であったり広報であったりといろいろやられると思うのですが、より活用できる方法は何か考えられていますでしょうか。

○鈴木都市計画課長

推進計画ということで、施策的なところはしっかり計画の中で位置づけておりますし、警察、道路管理者含めて連携した取組を行っていくというところで、この計画の冊子自体、区のホームページ等で公表という形になりますが、できるだけ分かりやすく、施策的な分類も「まもる」「とめる」「はしる」「いかす」、こうした4つの分類で、多くの方に分かりやすい計画になるように工夫して策定してございます。この計画の冊子自体、折に触れて様々なところで、それぞれの主体・所管が活用しながら、自転車のルール・マナーの啓発等に活用していくような形で、今後も有効に進めていきたいというところでございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○田中委員

今回、推進計画策定に向けまして、協議会の方々がパブリックコメントを求めて、それに対するコメントがあって、それに対してしっかり回答も整えていただき、その中でもまたこの計画に盛り込むべきものは盛り込んでいただいているという流れがあると。丁寧な対応をとっていただいているということで、まずは感謝したいと思います。ちょっと前後しますけれども、これまでも、この委員会においても計画策定に向けての段階的なご報告があって、各委員からいろいろな意見なりが出ておりました。その都度、答弁という形での回答はそれぞれしていただいておりますが、ここまでパブリックコメントに対してのしっかりとした対応がされている中においては、そうすると、我々の委員会での質疑がこの計

画の中に、具体的にどう反映されているのか。これは量が多いので、どこというのではないですし、また、先ほどの西本委員の話のように、チャイルドシートに子どもを乗せたままという安全性という観点は、これは多くの区民も共感している部分だと思いますが、総論的な話、総じての部分ですが、これまでの委員会質疑の中から得られた、ここに新たに反映されたものというものはあるのでしょうか。まず確認です。

○鈴木都市計画課長

今回は5回目の協議会のご報告で、1回目から5回目まで全て、その都度、当委員会にご報告させていただきまして、1回目・2回目のあたりは品川区の現状を整理していた状況の中でも、当委員会の中で、例えば自転車の大型化、これは電動であったりチャイルドシートがついているというところで、委員の皆様からも駐輪場でとめづらいですとか、そうした声を施策として、当委員会にご提示する前にご意見としていただいて、そうしたところをしっかりと施策として計画の中で位置づけさせていただいたと。現在ある駐輪場の再整備的なところはしっかりと明示させていただいているところですか、商店街での短時間利用についても当委員会でご意見としていただいて、その辺の施策の反映もさせていただいておりますし、それから商店街での自転車ネットワークに入れる入れないのところでも、ご意見としていただいたところを反映させていただいているところがございますので、あとはやはり電動キックボードですとか、そうしたところの安全性の観点ですね、そうしたところも、マナー周知の徹底というのも、計画の中でしっかりと反映させていただいたというところがございます。

○田中委員

区長も含め、区民の方へ直接ご意見を求めるということは、必要なことでありますし、それに対して異を唱えるものではありませんが、一方で、二代表制の中での我々代弁者として発言をしていることも同様にしっかりとご対応いただけたらというのが、当然やっていただいているとは思いますが、改めてお話をさせていただきました。

その上で、個別の話で、先ほど桜新道の話がありました。私も感覚的には今のままでいいと思いますし、それをあえて車道側に移す必要もないですし、現状で言えば、車道側には路上の駐車場がありますので、それとの関係はどうかということもありますので、あそこに関しては、いいと思います。その関連でお伺いしたいのは、桜新道もそうですし、あとは、主に都道ではあるのですが、山手通りなど、歩道上に自転車レーンを設けているところがあります。都道は都道なので、都道としてしっかり東京都が管理をされていると思いますが、桜新道のように、区道は区が直接、他の区道との接続の部分はしっかり対応をとっていただけたらと思いますが、特に都道でそうやって歩道上に自転車道の面も入っている、そこと、今度、区道との接続の部分において、どちらがどう注意喚起をするのかということもあるのですが、一方的に都に任せることなく、それぞれの個別の現状に応じて、連続性をというか、自転車の運転者に混乱を来さないように、スムーズに連続して安全な走行レーンを通行してもらえるようにという配慮も必要なのかなと思いますが、桜新道に関連してですが、お聞かせいただきたいと思います。

○森道路課長

ネットワーク計画に基づきまして、整備すべき路線に対して来年度から優先順位をつけて順次やっていくという形になりますけれども、区道から都道へ、都道から区道へというところも、その整備の中でしっかりと都道管理者と話をしながら、恐らく実際は区のほうで都道部分も含めて整備をしていくのかと思いますけれども、その中でスムーズに、委員おっしゃったような形で、安全に通行できるように整備をしていきたいと考えております。

○田中委員

ぜひそこはお願いをしたいと思います。

それと、先ほど電動キックボードのお話も出ていたように、時代の変化とともに新しい機種がどんどん増えてくるとは思います、同じ自転車であっても、電動もそうかもしれませんが、さらにその上を行く、スピードがもっと速く出る、あれは何ていう自転車と呼んでいいのか分からないのですが、少しタイヤが太めの、相当スピードが出る、ひょっとしたらバイク以上のスピードが出るのではないかなと思えるようなものもありますが、同じ自転車という一つのくくりということではなくて、ああいうスピードがもっと出るようなものは、より自動車同様の、バイク同様の視点からの規制をかけていかなければいけないと思いますので、今回はこういう形で策定されようとしています、先ほど西本委員のお話もありましたけれども、それぞれの時代の変化に応じて、またしっかり、これは1回つくったからあと5年間見直さないということではなくて、絶えず、その時々自転車の利用の観点で、特に危険性が感じられるようなものは即時対応していただきたいと思いますが、そこら辺の対応に向けてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木都市計画課長

ただいま委員からご紹介いただいた電動バイク、ペダル付き原動機付自転車というところのくくり、法的には特定小型原動機付自転車、自転車に含まれるということで、最近そうした移動手段も見られるということで、計画の中ではしっかりご紹介させていただいているところでございますが、先ほども申しましたが、こうした自転車を取り巻く、法も含めて、変化といいますか、今後も続いていくということは想定されますので、その都度その都度、計画ということも必要かとは思いますが、やはりスピード感を持って区民にお知らせできるように、周知方法も含めて、我々も常にアンテナを張って、区民の方にしっかり、早め早めに周知できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

○田中委員

ぜひそれは早急な対応、その都度の適切なご対応をお願いしたいと思います。

それで、先ほど来、課長からのご答弁にもあったように、今回つくられたものを、内容についていかに区民に周知するかという話もありました。区民への周知もぜひしっかり行っていただきたいのですが、特に商店街での駐輪対策は、場所にもよるのかもしれませんが、先ほど出ていた水神公園関連、大井坂下公園関連もそうですが、今、区境で、例えば商店街で出ていますが、武蔵小山商店街なども大きな駐輪対策問題があります。

武蔵小山でいえば、すぐ隣が目黒区であり、大井坂下公園とか水神公園の辺りはすぐ隣が大田区で、恐らく区民以外の、近隣区の方も相当利用されていることが、そこ以外にもあると思いますが、区民の方への周知ももちろん必要なのですが、近隣区との連携といったことも必要になってくるのだろうと私は思います。

また、特に交通関係なので、警視庁、各警察署との連携も必要になってくるとは思います、せっかくいいものをつくっていただいたものを、さらにその有効性を高めていく上では、近隣区や警視庁との連携も、実効性をより高めていくためには、やっていただいたほうがいいと私は思っているのですけれども、その辺の今のお考えはいかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

今回、計画を策定するに当たって、自転車ネットワークの考え方を整理するに当たっては、周辺区の計画の状況もしっかり整合を図りながら策定を進めてきたということと、それから駐輪対策等につい

ては、ご指摘のとおり、区境に近い商店街等の取組については、品川区民以外にも、近隣区の住民の方も利用される可能性は当然あるかと思えます。

計画をこうしてつくって、商店街とも連携しながら、取組の中で、場合によっては当然ながら近隣区、自治体、それから商店街の方のお話も伺いながら、様々な検討・取組を進めていきたいと考えているとともに、今回、策定に当たっては、区内の警察の方全て委員に入っていて、計画策定を進めてごさいます。第5回、最後の委員会の中でも、各警察の方からも、計画をつくって終わりではなくて、しっかり区と連携しながら取組をしていきたいという力強いお話もいただきましたので、区としましてもしっかり警察、それから道路管理者と連携をとりながら、計画の施策をしっかり着実に進めていきたいというところでごさいます。

○田中委員

最後の警察の方のお話、大変心強く受け止めております。

また、併せて近隣区との連携も、これを計画するに当たって、近隣の区の計画も参考にされているということでありましたが、逆に近隣区に対しても、逆に品川区民が目黒区に行つてということもあるかもしれませんので、そういったことも含め、実効性を高める視点からも、近隣区との連携もぜひ進めていただきたいと思えます。

○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。

○若林委員

24ページとか25ページに自転車交通現況が載つていまして、25ページの②自転車関与事故の分析というのがありまして、その文章の中に、車道幅員別に見ると、「自転車対自動車」の事故は、広幅員の道路で発生率が高いと。この幅員の広い道路というと、国道とか都道が中心になるのかなと思うのですが、交差点の事故が多かったり、ほかの箇所での事故が多かったり、そこら辺の傾向性はどのような形か、ご存じであれば教えてください。

○鈴木都市計画課長

ここに示している状況のとおり、やはり自転車と自動車の事故というのが広幅員の道路でということでごさいます。やはり広幅員の道路になりますと、車のほうも一定速度を出しているということと、併せて自転車のほうも、見通しがいい関係で、スピードが出ているというところがあって、逆にそうしたところが、委員からお話がありましたが、交差点ですとか、あるいは横断の関係で事故が多いというところの区としての受け止めというか、認識でごさいます。

○若林委員

そうすると、道路交通法の、自転車は車道を走るのが原則というのが、ある意味で広く徹底されて、この二、三年ぐらいですか、このほかのページにも、パブリックコメントにもありましたけれども、自動車が、自転車通行帯とか自転車道とかという青い帯がありますよね、あと矢羽根もあると。そういうところの駐停車に対する課題が指摘されていて、それに対しては看板をつけるかという、具体的にはそういうことでとどまっているのですが、道路管理者でやるのか、交通管理者でやるのか、はたまた両方で連携をとりながらやるのか。区道がそんなにないとすると、区の推進計画の中で道路管理者とどういうふうに関係をとりながらやるのかというところの疑問点が一つあります。

具体策としては注意喚起看板ということの記述だけで、広幅員のところの自転車対自動車の交通事故を減らすということでこういう計画も当然立てられていると思うのですが、そこに本当に有効に

なっていくのかなと。もう一重の何か、今回第5回で終わったということですが、今後のそのあたりの、道路管理者、交通管理者との今後の、さっきの力強い言葉というのもありましたけれども、本当に苦情が多いですね、私もやはり自転車に乗るので、なるべく車道を走るわけです。ああいう周知がされてから。やはり普通に青い帯のところに車が1台、2台、もっと連なっているところもありますし、そうすると本当に冷や冷やですね、横を通って、後ろから車が来ていないときは、比較的、ああ、来ていないなと思ってすーっと行くのですけれども、やはりそうはいかないので、いつ接触して、とまっている車と後ろから追いかけてくる車の間に挟まれて、というのは、その都度、注意しながら、危険なときは止まってしまう。危ないからあえて行かないという判断をするときもありますし、ドライバーにとっても恐ろしいでしょうし、自転車にとっても恐ろしいので、そこら辺の気持ちをしっかり酌み取っていただきながら、何かご答弁いただければと思います。

○鈴木都市計画課長

ご指摘の道路への違法な駐停車というところでございますが、計画の中では、まず道路管理者として注意喚起を促す看板の設置、それから法的な違法の取締りについてはやはり交通管理者というところで、各施策ごとに実施主体というところで、警察署であったり、区の計画ですから、区道については品川区ということで書かせていただいておりますが、国道・都道については当然ながら道路管理者としての国あるいは東京都が主体となって取り組んでいただくような内容にはさせていただきます。

基本的には、先ほどもご紹介した第5回の委員会の中で、警察の方、お言葉も含めて、この中には東京国道事務所と東京都第二建設事務所の方もご参加いただいて計画をつくり上げてきていると。その中で、国道事務所の方からは、路上駐車対策を含めて、区と連携しながら引き続きしっかりと取り組んでいきたいというところ、第二建設事務所も同様のご発言をいただきましたので、区としましてもしっかり連携をとりながら、そうした対策にもしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○若林委員

駐車禁止のところは比較的あるのかなと思うのですけれども、停車禁止はそんなにないですね、あの幅員の広いところで。だから、とまってもいいのですよね。自転車が車道を走ることも、これは推奨されている。一方、路側帯というのかな、端っこに車が停車することも、これは違反ではないと。どうやったら取り締まれないですね。看板を立てようが何しようが。

そもそもの法的な矛盾がここで明らかになってしまったり、矛盾という言い過ぎなのかな、法のカバーし切れない部分、隙間の部分が出てきて、この前、区内在住の学校の先生が、区内の小学校に通勤するのに、やはり先生だから、その先生は守るのですよね。車道を絶対に私は、歩道を走って歩行者に迷惑をかけないのだと徹底されているのですけれども、やはり都道を通るときに、毎朝学校に行くときに、何とかしてくださいと。これは区議会議員に言うことではないのかもしれないけれども、何とかしてほしいということがつい最近もありましたので、これはどういうふうに言うかですね。車もとめてはいけないとは言えない。そうすると、自転車に乗っている人に対して、いや、歩道を走っても、それはもう、どういう言い方をするのかという、これはこの話と違ってしまふのかもしれないのですけれども、ルールを守ろうとしている人たちが安全で安心に自転車に乗れるような環境を、またこれも含めて、お願いしたいと存じます。

○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。

○まつざわ副委員長

推進計画はすごくしっかりできていると思っています。また、シェアサイクルなども記載されていて、大変感謝しております。

そこで、交通ルールを守るというところ、「まもる」というところにおきまして、例えば51ページだと、小学生は自転車安全教室を4回やります。高齢者も4回やりますと。しかし、先ほど西本委員からもありましたが、やはり子育て世代の、事故率が多いのか分からないのですけれども、子育て世代の危険運転というのですか、確かに子どもを乗せっぱなしも危険ですし、お母さん・お父さんも逆走しますし、信号も無視してしまいますし、子どもを乗っけても飛び出してしまうという、ずいぶん危険なところを私も車を運転しながら感じる事が多くて、例えば世代に応じたという書き方がありますがけれども、結局この中間層の部分に触れていないのが少し気になったので、すごく細かいことで申し訳ないです、そこら辺を教えてください。

○鈴木都市計画課長

ルール・マナーの啓発については、全世代を通じてしっかりと区としても周知啓発に努めていきたいというところがございますが、今いただいた子育て世代のお話でございますが、65ページに「通園の安全対策の実施」ということで、モデル的に子育て送迎ルート of 整備というのを、今後計画をつくった上で、子育て送迎ルートというのを区としても検討していきたいというところは計画の中に位置づけさせていただいております。

この中で、どこにそうしたルートを設定していくかというのは、実際の子育て世代の方々からご意見をいただきながら、意見交換をしながら検討していくことになろうかと思っておりますので、そうした機会も含めて、様々な機会を捉えて、ご意見をいただきながら、子育ての方々の安全な自転車ルール、使用について、区のほうからもそうした機会を捉えてしっかり発信していきたいと考えてございます。

○まつざわ副委員長

ありがとうございます。ぜひ幼稚園のお迎えや保育園のお迎え、そういった送迎の父親・母親のお話を聞きながら、そういうのができると、とてもありがたいです。

あともう一つ、周知の部分で、ちょっと不勉強なのですけれども、安全パトロール隊というのがありますよね。青パト。例えば青パトは安全周知の部分で回りますが、あれは、降りて、歩いて啓発することというのは駄目なのかなと。例えば、確かに私も子どもを自転車に乗せっぱなしにするのがすごく嫌で、実際にそれでガラスに突っ込んでけがした子を目の当たりにしているから、私は見たら声をかけるのですけれども、やはりすごくいらまれてしまうのですよね。本当に。見ず知らずの人が声をかけるものだから、不審者がられますし、でも危ないからと声をかけると、トラブルにはならなくても、随分嫌だなというのがあって、例えば青パトが警備して回っていただけたときに、例えばまとまって商店街を歩くというのでできるのか。できるのだったら、それはすごく効果的で、例えば区の方に声をかけてもらう、商店街とかで物を買うときに、そういう方は本当に非常に多いので、それこそすごくいい周知になるのではないかなと思って、お聞きします。

○鈴木都市計画課長

実際に降りてそうした取組を行っているか、できるかどうかというところは、地域活動課の生活安全担当の所管になろうかと思っておりますので、そこはいただいたご意見をそちらにもお伝えして、検討といたしますか、確認をさせていただければと思います。

○田中委員

すみません、先ほど質疑の中で、我々の意見はどういうふうに関係されるかといったときの、そのと

きは述べなかったのですが、自分の意識の中の一つは、ちょうど今出た65ページの子育て送迎ルートに関して私も発言しましたが、保護者の方が子どもを乗せたときに、送迎ルートをつくと、そこは自分たちが安全に通行できるものだと思いますし、ルートを外れた先でも同様の感覚を持って通行すると、より危険性が増してしまうと思いますし、子育て送迎ルートをつくったとしても、それはお母さん・お父さん方ではなく、自動車の運転手に対して、この地域は特に子どもを乗せた親御さんがより多く通るところなので、自転車というよりも自動車運転手に向けた注意喚起がどちらかという必要ではないかということも当時も述べたのですが、ここはルートをつくることで守るという視点もあるのかもしれませんが、それはむしろ逆に、安心感を持ってほかの地域も、要は安心感を持つ、イコール、ルールを守らないというようなこともその延長線上にはあると思うのですが、だから、むしろ逆に、親御さんに対してもしっかり安全を意識してもらおうという、そういうルートならば私はいいと思うのですが、ぜひそこはそういう視点で、すみません、発言したときと今が変わっていませんので、実はここを意識してさっき述べたのですが、そういう視点もぜひ加えていただくことで、逆に子どもを乗せた自転車を守るという流れにぜひしていただきたいと思っております。

すみません、2回目なので、意見だけ述べさせていただきます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○新妻委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) セーフティネット住宅家賃低廉化補助制度の開始について

○新妻委員長

次に、(2)セーフティネット住宅家賃低廉化補助制度の開始についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○竹田住宅課長

セーフティネット住宅家賃低廉化補助制度の開始についてご説明いたします。A4判の資料をご覧ください。

セーフティネット住宅のうち、住宅確保要配慮者のみが入居可能な専用住宅に対して家賃低廉化補助を実施することによって入居者への経済的支援を行うとともに、専用住宅の増加によりセーフティネット住宅の拡充を図り、住宅確保要配慮者が安心して品川区に住み続けられるよう支援するものでございます。

「1. 家賃低廉化補助内容」でございます。(1)家賃補助限度額ですが、1戸当たり補助限度額は月額4万円です。(2)入居対象者は、月額所得が15万8,000円以下であり、65歳以上の高齢者、障害者、ひとり親世帯となります。それぞれの詳細は記載のとおりでございます。補助対象期間は、原則10年となりますが、上限額480万円を超えない範囲であれば最長20年間補助を受けることが可能です。対象住宅は、都知事が登録を認めた区内専用住宅でございます。

「2. 入居者要件」でございます。区内に2年以上居住していること、生活保護法に規定する住宅扶助または生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住居確保給付金等を受給していないこと、それから、住宅を所有していないことなどでございます。

「3.補助額負担割合」でございますが、国が2分の1（限度額2万円）、都が4分の1（限度額1万円）、区が4分の1（限度額1万円）、それぞれ負担割合および限度額の範囲内での補助となります。

「4.家賃低廉化開始日」は、令和6年3月1日となります。

「5.事務の流れ」でございますが、まず、大家が東京都に専用住宅の申請を行い、それに対して都が承認を行います。承認されると、専用住宅として専用ホームページに掲載され、広く周知されることにより公募され、入居希望者である要配慮者が内覧・契約・入居した後、大家が区に対して助成金の申請を行います。区は助成金の交付を行い、その実績に基づいて国および東京都に対して補助金の申請を行い、交付を受けることとなります。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○のだて委員

家賃低廉化補助制度を開始するという事なのですが、肝腎な専用住宅の戸数というのは、登録はされたのかどうかというのと、登録住宅の今の件数を伺いたいと思います。

○竹田住宅課長

セーフティネット制度の実績でございますが、区内のセーフティネット住宅は、1月4日現在でございますが、登録住宅が1,029戸、専用住宅がゼロ戸となっております。今回の家賃低廉化補助の開始を契機として、専用住宅の増加に努めていきたいと考えております。

○のだて委員

今回を契機として増やしていきたいということなので、それは増やしていただきたいと思います。

専用住宅がゼロ戸ということは、この制度は使えない状況ということですので、今、区としては増やしていく方策をどのように考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○竹田住宅課長

専用住宅を増やしていく方策でございますが、まずは、オーナーの意思決定に重要な関係性を持っていらっしゃるのが、建物を管理する不動産事業者でございますので、不動産団体等を通じまして、不動産事業者の方々にご協力いただきながら、大家にもメリットをご理解いただいて、セーフティネット住宅を着実に普及させていきたいと考えております。

○のだて委員

この制度を開始するということですから、使えるように、使いやすいようにしていただきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○西本委員

まず、このセーフティネット住宅というのはどういうものですかというのが一つあります。すみません、勉強不足で。教えてください。

それで、よく分からないのですけれども、大家が、管理会社が、専用住宅申請をすると思うのです。これ、家賃は決まっているのですか。どのぐらいの家賃のところ、例えばももとの家賃が10万円なのか、20万円なのか、そういう規定があるのかどうか。

それと、そもそもこれをやるきっかけは何なのですかということなのです。

それから、家賃補助限度額とか入居対象者とか規定があるのですけれども、これはどこの規定になりますか。品川区ですか。それとも国ですか。東京都ですかということをお教えください。

○竹田住宅課長

まず、住宅確保要配慮者でございますが、こちらは住宅セーフティネット法あるいは東京都の条例等で決まっております、今回対象とする高齢者、障害者、子育て世帯以外にも広く定められておりました、具体的に申し上げますと、月の所得が15万8,000円以下の方々に、住宅をお一人で確保することがなかなか難しく、配慮・支援等が必要な方を住宅確保要配慮者と呼んでおります。

それから、家賃の設定方法でございますが、こちらは国のほうで公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱というのがございまして、当該専用住宅の家賃額から公営住宅並みの家賃を控除した者に対して低廉化補助を行うということで、特段、家賃が幾らということ等は決まっていないのですが、大まかに言いますと、近隣と同レベルの家賃ということになってございます。

それから、実施のきっかけでございますが、先ほども申し上げたとおり、登録住宅のほうは着実に増えているのですけれども、なかなか専用住宅のほうは進まないということで、今回開始するものでございます。

それから、どこで決まっているのかということですが、今回低廉化補助を開始するに当たって、区のほうで新規に要綱を定めているものでございます。

○西本委員

もう少し具体的に数字で示していただくと分かりやすいと思うのですけれども、1戸当たり4万円なわけではないですか。だから、家賃が20万円のところの4万円なのか、10万円のところの4万円なのかが分からないのです。そこはある程度、先ほどのいろいろな要件があって、それで計算しているのだと思うのですけれども、実際、幾らのところを借りれば、この4万円は適用できるのですかということなのです。

品川区でいうと、大体8万円とか10万円以下とかというところが多いと思うのです。生活保護をされているところで、大体限度額は5万円、そのぐらいですから、そのところの住宅を紹介していると思うのです。それと、ここで言う4万円というのは、何かしら目安があると思うのです。具体的ところで、どういう方々が借りるのかなと。

要は、月額所得15万8,000円ですよ。15万8,000円ということは、品川区で住むには相当大変ですよ。15万8,000円は、いろいろな制度があるにせよ。なので、どんな方がこれに該当するのだろうかというのが見えないのですけれども、具体的ところで教えてもらえますか。

○竹田住宅課長

家賃の具体的なお話ということですが、まず国の決まりとしては、近傍同種家賃、今回セーフティネット住宅として貸し出すに当たって、周囲の同じような条件の建物と同じような家賃設定をいただきたいという決まりになっております。具体的に言いますと、例えば民間賃貸住宅の家賃が7万円だった場合、公営住宅並み家賃額の4万円を引いて、補助額は3万円という形になります。

公営住宅並み家賃の求め方でございますが、こちらも公営住宅法の家賃の算出方法を参考に家賃算定基礎額が決まっております、それに立地係数、規模係数等を掛けることによって、公営住宅並み家賃を割り出して、実際の家賃からそれを差し引いたものが補助額となりますので、例えば7万円の住宅で3万円が補助額であれば、4万円の家賃になるという計算方法でございます。

○西本委員

ちょっとよく分からない。ごめんなさい、頭が整理できないのですけれども、公営住宅をベースにということ、公営なので、いろいろ算定があるのでしょうか、所得によってもいろいろと計算があるのだらうと思うのですが、ですから、仮に品川区でいったら幾らなのですか。品川区でこれをやるときに、公営住宅のベースになる金額は幾らなのですか。それは決められていないのですか。決められないものなのですか。例えば大体、今お話しなされた7万円ぐらいですよというのであれば、ああ、そうか、7万円だったら、その中で3万円の補助が出て、4万円支払えばいいのねという計算でいいのかなと。これが、では10万円だったらどうなのですかとか。だから品川区の基本は、今、7万円だったらいいのです、7万円。だけど、品川区の住宅事情を考えて、10万円だったら算定の仕方が変わりますよね。

なので、住民に説明するときに、どうやって説明するのだらうなと思うのです。だって、どのぐらいの家賃のところ、例えば大家たちが、専用住宅になりました、ここの物件だったら通常10万円なのですからけれども、こういう制度があるから4万円引いて6万円がいいですよということでもいいのですか。そういうふうにはっきり分かれば、大体区民の人も分かると思うのですけれども、そういうことの理解でよろしいですか。

○竹田住宅課長

非常に簡単に申し上げると、限度額が4万円ですので、7万円の家賃であっても10万円の家賃であっても、最高4万円の限度額となりますので、10万円であれば4万円引いた6万円、7万円であれば4万円引いた3万円が限度額となりますので、まずはそう理解していただいて、ただ、先ほど申し上げたとおり、複雑な計算式がありますので、そちらに基づいて、補助額が4万円になるかというのはそれぞれの民間住宅の状況によりますので、ケース・バイ・ケースになりますので、まずは最大4万円の補助が受けられるとご理解いただければと思います。

○西本委員

少しずつ分かってまいりました。であるならば、これは大家、要は管理会社のところで申請したときに、この物件は幾らですよという、例えば10万円であったり20万円であったり、そういうものの中で、ここは専用住宅だから最大4万円の補助が出ますよと紹介するのであれば、すごく分かりやすいと思います。そういう説明でよろしいのかどうかと思うのです。

対象者なのですからけれども、月額所得15万8,000円以下というのが、例えば若い人たちでも非常に苦しんでいる方がいらっしゃると思うのですが、ここは年齢制限65歳以上なのでしょうか。要は、若い人たち、結婚したけれども、なかなか2人のを合わせてもこんなないよとかというケースがあった場合には、この月額所得ということを考えれば、そういう方も入れられないのかな、含められないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○竹田住宅課長

省令で定められている対象者は、例えば新婚世帯とか、広く定められております。家賃低廉化事業を開始するに当たって、ニーズの多いところ、高齢者、障害者等、対象世帯も多いような、ニーズの高いところをまずは対象として始めていき、今後、対象者については、居住支援協議会のご意見も聞きながら、拡大していきたいと考えております。

○西本委員

ありがとうございます。対象者については、まずは高齢者からということなのかもしれませんが、あまり若い方のところまでいってしまうとまた別の問題が出てくる可能性があるのですよね。別にここで補助を

もらえるから、これで住んで終わりみたいな状況で、もっともっと頑張っていたきたいのにといいところはないかもしれない、そういう弊害もあるのです。ただ、やはり苦しいという人も中にはいらっしゃると思うので、そこは、これはセーフティネットですから、救済という中で、いつときだけでもそういうのがあると助かるのではないかなと思いますので、ぜひ今後、高齢者からスタートするにしても、いろいろな世代、特に若い人たち、本当に若い人たちも視野に入れていただきたいと思いますので、それに関してのご意見もいただきたいと思います。

○竹田住宅課長

委員ご指摘のとおり、住宅の確保にお困りの方、様々な方がいらっしゃると思いますので、状況等を十分把握しながら、そういった方々が一人でも減るように、総合的に支援していきたいと考えております。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 踏切道手前部の視覚障害者誘導用ブロックの整備について

○新妻委員長

次に、(3)踏切道手前部の視覚障害者誘導用ブロックの整備についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○森道路課長

私からは、踏切道手前部の視覚障害者誘導用ブロックの整備について報告いたします。A4判1枚の資料をご覧ください。

令和4年4月に奈良県で視覚障害者の方が踏切道内で列車と接触し死亡される事故がございました。国ではこれを受けて、道路の移動等円滑化に関するガイドラインを改正し、踏切道での誘導方法に関する実証実験やワーキンググループでの議論を踏まえ、踏切道手前部および踏切道内に点字ブロックを設置することが盛り込まれました。

令和4年6月の改定では、踏切道内の点字ブロックは「望ましい整備内容」として書かれていましたが、令和6年1月の改定では「標準的な整備内容」として位置づけられるとともに、踏切道内の点字ブロックについて設置方法や構造が規定されました。

区では、品川区道と交差する踏切全26か所について、手前部に視覚障害者誘導用ブロックを整備することとし、本年度は東急電鉄の各線と交差する14か所について整備を進めております。また、残る12か所についても、JR東日本および京急電鉄と協議を進め、来年度、整備を行っていきたいと考えております。

次に、「2.踏切道手前部の設置例」でございます。ガイドラインでは、歩道幅員が2m以上あれば、歩道の全幅に点状ブロックを、線状ブロックは2掛ける2列、設置いたします。歩道がないまたは狭い場合には、点状ブロックを3枚掛ける2列、線状ブロックを1枚掛ける2列、設置することとします。なお、踏切道内は、道路の横断歩道に設置されてあるエスコートゾーンと同様のものと、直線状のブロックを組み合わせる整備することとなっております。

最後に、「3.設置場所」ですが、現在、東急電鉄各線の戸越公園駅、荏原町駅および旗の台駅周辺の14か所で、3月上旬には設置できるように、既に工事に入っているところでございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○のだて委員

先ほどご説明もありましたけれども、今回は14か所ということで、あと残りの12か所も引き続き進めているということですので、ぜひよろしくをお願いいたします。

それと、踏切道内のところも設置していく方向だということだったのですが、今回は踏切手前のところだと。道内はどうなっているのかということをご伺いたいと思います。

○森道路課長

踏切道内につきましては鉄道会社各線の管理区域になっておりまして、基本的には鉄道会社のほうで設置されるという形で区としては考えているところで、今も東急電鉄とはそういうお話をさせていただいているところです。

ただ、鉄道各線でも、それぞれいろいろな鉄道会社の中で、どういうふうに、いつから、どこから進めていくかということをご検討中だということですので、まだ設置時期は明確になっておりませんが、こういった動きがございますので、東急電鉄も含めて前向きに検討していただいていると捉えています。

○のだて委員

各鉄道事業者、前向きに検討しているということで、それはよかったと思うのですが、今回設置する14か所も、東急は手続未定ということなのか、そこを確認させていただきたいと思います。

○森道路課長

結論から言いますと、まだ設置時期としては確定していないと聞いています。法指定踏切というのがございまして、例えば開かずの踏切であったり、重要な踏切であったり、そういったところの指定として、荏原中延2号という踏切がございまして、これは旗の台駅の近くで、昭和大学につながる区道、道路にある踏切でございますが、これが昭和大学につながる場所にある踏切だということで、国のほうから重要な踏切として指定されているものでございます。東急はこれに対してまずは設置を進めていきたいとしております。一応、国のほうでは令和7年度までという形で指定がございまして、来年度、再来年度中には東急のほうで何かしら動かれるのだろうと期待しているところでございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○若林委員

昨年の代表質問で公明党からもいち早く取り上げさせていただいて、その前後から既に区道の踏切の調査も行われたということで、感謝申し上げます。

いよいよ実施に至るわけですが、まずは東急電鉄というところで、しっかりと年度内、まずは着手、竣工というのですか、完成していただくということで、これはいずれにしても工事はしっかり着実に、安全・安心に進めていただくということと、いわゆる団体、また、いわゆる視覚に障害のある方への周知というのは、いつも周知、周知と言うのですけれども、周知の考え方。それから、周知が届かなかった方は、届かなかったとしても、その踏み切りに行けば、ここはこういう形で新しく安全なブロックが設置されたのだなと分かるようになるのか。そこら辺、2点ほど。

○森道路課長

実際に区内の視覚障害者団体の方から、この件につきまして2回ほどお話を伺いました。その前にも

連絡をさせていただいて、どういったところにつけてほしいかというような意見も率直にいただいております。また、役所の近くに苗木原という踏切がございます。しながわ中央公園のすぐ先にある踏切でございますけれども、実際に現地に行っていて、ここに点字ブロックを設置する予定でと。苗木原はJRなのでまだ先なのですが、踏切の手前のこの辺りに、ほかのところにつく予定です、JRについても引き続き協議をしていきますという話をさせていただいて、協会の方には一定ご理解をいただいているかなと思っています。

協会に入っている方ばかりではないので、周知というところはなかなか難しい部分がありますけれども、特別なものを設置するのではなくて、ふだん道路に設置してある点字ブロックを踏切の手前にも設置するというところでございます。警告として、点状のブロックについても、ここに何かあるなということが分かっていただけのものだと感じていますので、周知は一方でしっかりやる必要がありますけれども、実際にはふだん使い慣れたものが踏切の手前に設置されるということで、全然分からないというようなことはないかなと考えています。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○田中委員

区内26か所全てに早急に設置されることを願うのですが、これは個人的な感覚なので、事実と違ったら謝るのですが、やはり民鉄というか、東急・京急の対応は多分早いと思うのですが、JRはなかなか対応が、いろいろな場面で想定されるのですけれども、例えばホームドアの設置も、基本は鉄道事業者がやるのですが、それを促す視点で行政が補助を出して、例えば東急の大井町駅も多分補助が出て、先行して設置し、それがきっかけで他の駅にも設置を促したという流れがあったと思いますが、同様に、今回、区側というか、区の責任の下での対応ということで、まずは14か所で、残りの12か所も早期にということなのですが、線路内の対応というのは、やはり連続性がある初めて視覚障害者の方が安全に横断し切れるということにつながるの、線路内のものが出来上がって初めて全体が、連続性のある、視覚障害者に向けてのルートが確保されるのだらうと思いますが、先ほど重要踏切として、旗の台の東口だと思いましたが、そこが先行してやるということでありましたが、特に鉄道事業者の、私はJR東日本を想定しておりますが、取組の反応といいますか、姿勢というか、そこはどのような受け止めをされているのでしょうか。また、行政側がぜひ早期に設置してくださいということの申入れができるのか、また、しているのか。特にJRに対しての対応をお聞かせいただきたいと思います。

○森道路課長

各鉄道会社とのお話でございますけれども、区内の鉄道17か所が東急電鉄でございます、まずはそこから話をさせていただいております。ガイドラインが最終的に出たのが先月でございますので、具体的な話はこれから、あるいは民鉄各社の集まりの中でも、具体的に整備をどんどん進めていくというような方向性ではまだないと聞いています。ただ、昨年度から区のほうでは東急とお話をさせていただいて、何度か話をする中で、まずは荏原中延2号からしっかりと取組を進めたいというお話があります。

今、そういった鉄道会社の受け止めとしても、まだガイドラインが出たばかりということもございませぬので、JR東日本とはまだ区のほうは接触できていないのですけれども、来年度、実際に話をしていく中で、区としては早急にやっていただきたいと思っているところでございますので、その思いはしっかりと各鉄道会社に伝えて、整備が一体的に進むようにできればなと思っています。

○田中委員

形状的に踏切の中でも、特にJRの踏切は、例えば西品川の権現台の裏の、狭い、車も通れないような踏切が、中央体育館とファミリーユの間ではなくて、もう1個、大崎駅寄りに小さな、ファミリーユの裏を抜けたところなどのような、ああいう形態的に平坦ではない踏切が、あと原踏切も勾配があったり、私が見ている危険性が高いのはJRが多いのかなと感じられますので、全ての踏切が同等ではあるのですが、危険性の高そうなものは、ぜひ区としても、ある意味、優先順位をつけていただくような視点で、対応をとっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

○若林委員

質疑の中であえて確認したほうがいいなと思ったのは、これは、要するに奈良県で令和4年に、踏切内にいらっしゃった視覚に障害のある方が事故に遭われたというところに当然起因されて、だから、あえて言うと、踏切内を安全に歩行するというだけでなく、もっと大事なものは、踏切内に今いるのかいないのかというのをご本人がしっかりと自覚をする。今、私はここから踏切内に入ったのだなど。入ったときには、まだ遮断器は音も鳴っていなかったけれども、入ってから鳴り出した。遮断器が下りた。さあ、私は、入ったという自覚がなければ、今どこにいるか分からないわけですよ。だからその方は前にも行けない、後ろにも行けない。それで事故に遭ってしまったということを防ぐために、ここでいうと線状のものをわざわざつけて、ここからは踏切に入るのですよということがいちばん大事なだろうなということで私も質問した覚えがあるのですけれども、周知も含めて、そこら辺の認識、私の認識が間違っていたらご指摘いただくとかで結構です。

○森道路課長

令和4年4月の事故におきましては、今、委員がおっしゃったように、踏切の中にいるのか、外にいるのか、分からない中で事故に遭われたと聞いております。視覚障害者団体の方ともお話をする中で、自分が踏切内にいるのかどうか、このまま今の方向に真っすぐ歩けば外に出られるのか、それとも、変な話、線路の中のほうに入ってしまうのかというようなことが分かりたいということが一番大きく言われていたところだと思っています。

区といたしましては、管理区域である外、手前部についてしっかりと注意喚起の点字ブロックをつけるということもありますし、中につきましては、今までいろいろな形態で、国のほうもいろいろな点字ブロックを考えられていたみたいなのですけれども、結局はなじみのあるエスコートゾーンであったり、線状のものであったりというものがあれば、方向も、踏切の中にいるかどうかということもしっかり分かるということですので、何しろ鉄道会社と一緒にしっかりと整備を進めていくということが区としても大事ななと思っています。

○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

○のだて委員

今回の踏切の数26というのが、品川区道の交差する踏切の数ということで、ほかの都道・国道の踏切の数というのはあるのかどうか、伺います。

○森道路課長

品川区道と申しましたけれども、都道・国道でまたいでいるところは、今、踏切はございません。住

吉踏切がありましたが、あそこは補助26号線の開通によって、基本的には上に行けるようになったというところがございますので、対策としては、品川区内の踏切26か所とご認識いただければと思います。

○新妻委員長

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○新妻委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 公園児童遊園等維持修繕工事における未精算金の対応状況について

○新妻委員長

次に、(4)公園児童遊園等維持修繕工事における未精算金の対応状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨公園課長

私からは、公園児童遊園等維持修繕工事における未精算金の対応状況について報告をさせていただきます。資料はA4判片面刷りとA3判の別紙資料をご覧くださいと存じます。

「1 本件の経過」でございますが、昨年11月7日の本委員会におきまして本件の発生状況について報告を行い、同日にプレスリリースおよび区ホームページにおいて公表を行いました。

その後、11月20日には内部検証プロジェクトチームを立ち上げ、再発防止等の検証を開始いたしました。

同年11月から12月にかけては、未精算金の支払い事務手続を行い、令和5年中に支払いを完了いたしました。未精算金額につきましては記載のとおりでございます。

令和6年2月8日には、内部検証プロジェクトチームの検証内容につきまして関係所管を含めた報告会を開催し、共有を図ったところでございます。

「2 再発防止策の検討経過」でございますが、恐れ入ります、別紙のA3判の資料をご覧ください。左上の1では概要について記載をしております。

その下、「2. 検証方法」でございますが、プロジェクトチームは、第三者の見地から検証を行う目的で、公園課に加え、土木管理課に座長と事務局を担っていただき、関係職員や事業者へのヒアリングを実施いたしました。

右側、「3. 原因・課題および再発防止策について」をご覧ください。原因・課題では、その内容から、事務処理に起因する要因と組織的な要因とに分け、整理をいたしました。

事務処理要因につきましては、経理課へ内容確認する前に工事を実施していることや、単価契約工事に偏重して発注していること、単価の中に適合する工種が少なく追加資料の作成に大きな負担があるなどがございます。

組織的な要因といたしましては、職員のコンプライアンス意識の低さや当事者意識の欠如、進行管理や上下ラインの連絡の欠如、事務処理フローの不徹底などが挙げられました。

これらの原因・課題から解決の方向性を導き、具体的な再発防止策を整理しております。

「4. 今後の取組みスケジュールについて」とともに説明いたします。最初に、事務処理要因のうち、経理課確認前の工事実施につきましては、適正な手順で発注が行えるよう、新たな事務処理フローを作

成いたします。こちらについては既にフローを作成し、本年1月より運用を開始してございます。

次に、単価契約工事に偏重していたことに関しましては、工事内容や規模により、どのような区分で発注すべきか基準を作成し、工事発注方法の適正化を図ります。こちらにつきましても本年1月より運用を開始してございます。

適正なルールが定められていなかった課題につきましては、今後、要領を新設していく方向で検討をしております。

単価契約工事において適合する工種が少ないことに関しましては、令和6年度の単価契約より工種を増やす方向で現在経理課と協議を行っており、今後、毎年度定期的に見直しを図ってまいります。

次に、組織的要因についてです。職員の意識改革につきましては、今後、課内や技術会議の組織を活用しての研修を検討してまいります。

進行管理の課題につきましては、本年1月より管理台帳を作成し運用を開始しております。今後、発注案件の状況を見て、定期的に経理課・事業者と共有を図ってまいります。また、管理職によるチェックも定期的に行ってまいります。

課内のコミュニケーション醸成につきましては、管理台帳チェック時など定期的な打合せの機会を捉え、コミュニケーションを図ってまいります。こちらも現在、各種取組の実施状況の確認という形で実施をしているところでございます。

最後に、事務処理フローの共有につきましては、人事異動等での担当者の変更時においても適正な事務処理フローが引き継がれるよう、マニュアルを作成すべく、現在作業を行っているところでございます。

今回取りまとめられました再発防止策を確実に実施し、今回の事案を風化させることのないよう、また、二度とこのような事案が発生しないよう取り組んでまいり所存でございます。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回いろいろ再発防止策を行っていくということでご説明いただきました。その中で、新事務処理フローで対応していくということなのですが、どういう点が以前と変わったのかというところを伺いたいのと、基準も作成するというので、先ほど若干ご説明がありましたが、どういった基準にして再発防止していくのかというところを伺いたいと思います。

そして、現在、1月から既に実施されているところが幾つかあると思うのですが、実施をしての状況というのですか、効果などを伺えたらと思います。

○高梨公園課長

新事務処理フローにつきましては、説明の中でも申し上げましたが、以前、経理課への情報提供なしに、先に公園課の担当者から業者に指示をし、適正な事務を行う前に工事をしていったところがございます。大きくはその部分をしっかりと適正に経理課への情報提供、依頼発注の後に工事という手順を踏むといったところを可視化すべく、フローチャートを作成したといったところがございます。今後、基準等につきましては、そういったものをしっかりと明文化して、帳票等も作成し、要領として取りまとめるべく、現在準備を進めているところでございます。

各種取組の中で、1月から実施してきた今現在の状況といったところでございますが、こういった大きな問題を起こした後でございます、職員のほうも非常に慎重になってございまして、1件1件確認をしながら、情報共有を図りながら、現在進めている、こういった状況でございます。

○のだて委員

今回対策も示されましたので、それをしっかりと実施して行って、再発防止に努めていただきたいと思えます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○西本委員

まず、お支払いが終わりましたということなのですが、令和4年度5社、令和5年度6社、計5,000万円余。それぞれの会社、事業者の方々は納得されたのか、そのやり取りはスムーズにいったのでしょうかということと、結局チェックのところを増やすということになると思うのです。どこでチェックしていくか。ただ一つ、経理課を通すと、遅くなりませんか。いや、必要だと思いますよ。必要だと思うのですけれども、チェックをするということはそれだけ遅くなるということも考えられるわけであって、やはりこういうのは早く必要ではないですか。特にこういう公園とか土木関係の作業というのはすごく緊急性の高いものもあつたりとかして、そこでチェック機能を働かせるということは、それだけ遅くなる可能性もあって、そうすると結局は住民サイドに対してのサービスというか、安全も含めて、遅くなることにつながってしまうのではないかなという気がするのですが、その対応はどうされるのか。

それから、部署の中で、多分前も言ったと思うのですが、チェックする人を決めないと、担当を1人しっかりつけないと、無理だと思うのです。それと、デジタルというか、DXも含めて、どうやったらこういうミスを少なくできるのかということは、今の話だと、いろいろとデジタルのところでの改善はされているのだらうと思うのですけれども、そこをまずしていただいて、確認ということが必要なかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○高梨公園課長

最初に、今回未精算を発生させてしまった相手方である事業者の反応といったところでございますが、各社とも私が直接お会いさせていただきまして、事情の説明とおわびといった対応をさせていただきました。各社とも長く品川区の公園管理を担っていただいた会社として、各社とも事態の発生についてはご納得いただいて、令和5年内の支払いといったところで、各種書類の作成等々にも非常に前向きにご協力をいただいたといったところでございます。今後もしっかりと対話を深めてまいりたいと考えてございます。

次に、チェックが増えていくと迅速さが失われるのではないかとといったところでございますが、確かに維持修繕工事は、本当に今日明日やらなければいけないような緊急的な工事につきましては、経理課のほうも協力をいただいてございまして、そういった迅速な対応というものはもともととれる仕組みもございまして、そういったものをしっかりと利用していくといったところで、今後そのような手続をとってまいります。

チェックで遅くならないように、しっかりと毎回回さなければいけない工事の手続と、管理台帳によるチェックといったようなところを、経理課に都度都度というよりは、しっかりと節目節目で経理課に情報提供するというような形で、1件1件の工事の案件がチェックにより遅くならない仕組みというも

のを、これから考えてまいりたいと思っております。

公園課の中では、週1回、公園維持担当の係長によるチェックを行い、チェックを行った段階で、公園課長の私のほうに報告を上げて、私もそのときにチェックするというような形で進めておりますが、その手続で工事1件1件の発注が遅くならないようにといったところは気をつけてまいりたいと考えてございます。

また、DXを利用してということもございました。現在、各種帳票につきましても、以前は紙ベースというところがございますが、今回については電子データで作成をして、各担当職員が同じ電子ファイルを使用して管理するというので徹底を図ってございます。今後も様々なツールが出てくると思いますので、DXの取組等をうまく利用しながら、かつ、チェック漏れがないように取り組んでまいりたいと考えてございます。

○西本委員

今後いろいろと考えられているのですが、これ、係長と言っていましたよね、難しいと思います。やはり計算なので、私は部署の中に専門家を1人入れるべきだと思うのです。片手間でやるようなものではなくて、経理は経理で専門的な知識であったりとか慣れとか、非常に必要なところだと思うので、私はこれを二度と繰り返さないということであるならば、やはり専門家を1人、別にそこだけでなくていいと思うのです、ほかのところも同じようなこと起きる可能性があるのです、なので、人事は考えたほうがいいのではないかなと思います、いかがでしょうか。

○高梨公園課長

組織をまたがったそのような監査的部門につきましても、監査委員事務局等もございまして、そういったポストの新設等については別途考えさせていただければと思っております。

また、今回の問題につきましても、公園維持担当の中で日常的に発注する工事案件の台帳管理といったものは、担当係長の本分でもあると考えてございますので、そこをしっかりとチェック体制を整えながらやっていくというものは、改めて付け加えられた事務というよりは、しっかりと担当係長が進行管理を行う中でやるべき仕事というところでございますので、係長のほうにしっかりと担っていただいて、併せて管理職のほうも定期的にチェックをしながらということを進めていきたいと考えてございます。

○西本委員

仕事の範疇だということは分からないではありませんが、その担当になっている方に専門的な知識がどれだけあるか私は分かりませんが、でも、職員なので、そうそう専門的な知識のある方が担当になっているとは限らないのではないかなという思いがあるので、できればとにかくチェックをしてもらうという、これは例えばSE関係とかもたけている人が1人いてもいいぐらいではないのかなと私は思いますので、今後、チェック作業が非常に大変だというときには、その人事も含めて対応を考えていただきたいと思っております。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時04分休憩

○午後1時05分再開

○新妻委員長

ただいまより、建設委員会を再開いたします。

(5) 東品川海上公園におけるP a r k－P F I制度の導入について

○新妻委員長

次に、(5)東品川海上公園におけるP a r k－P F I制度の導入についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨公園課長

私からは、東品川海上公園におけるP a r k－P F I制度の導入について報告をさせていただきます。資料は、A4判片面刷りの資料をご覧ください。

「1.経緯」でございますが、現在、区では、より魅力ある都市公園の創出を目指し、民間活力を導入したP a r k－P F I制度の導入について検討しているところでございます。令和4年度には、事業が見込める7公園に対し公園利用者へのアンケートや民間事業者に対するマーケットサウンディング調査を実施し、令和5年度に、公募対象とする公園を東品川海上公園に選定したところでございます。東品川海上公園を対象として、地域団体や公園利用者の意見を取り入れた公募指針を作成し、事業者公募を実施していく予定で事業を進めております。

「2.今後の進め方」についてでございますが、令和5年7月より地域団体等と東品川海上公園における事業導入についてヒアリングを重ねておりますが、運河まつり等のイベントでの連携や東品川海上公園船着場の利活用などについて意見が出されているところでございます。今後は、地域の皆様に本事業の目的を十分に理解していただくよう努めるとともに、各種ご要望に対する調整などを行い、地域の理解を得た公募指針を作成していきたいと考えているところでございます。そのために、現在行っている地域との調整を継続し、公募条件のさらなる整理を進めてまいります。

「3.スケジュール（案）」でございますが、現在実施している地域との調整を経て、来年度夏頃を目途に公募指針を取りまとめてまいりたいと考えております。その後、公募を経て、11月頃の事業者決定、令和7年度中の施設開業を目指してまいります。

地域の皆様と対話をしっかりと行い、皆様に長く愛される施設・公園となるように取り組んでまいり所存でございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○のだて委員

今いろいろな意見が地域団体等から出されているということで、若干ご説明がありましたけれども、地域からどういった声が出ているのかというところを伺いたいと思います。

それで、前に委員会で報告していただいたときに、周辺住民や利用者への説明会も検討しているということで説明があったのですけれども、それが実施されたのかどうか、されたのであれば、どういった質疑や意見があったのかというところを伺いたいと思います。

それと、7月の説明のときには、公募を今年度の9月に行うというスケジュールだったのですが、今、スケジュールが延びてきているというところの理由も伺いたいと思います。

○高梨公園課長

地域と協議をしている中での声というご質問がございました。地域とは様々、P a r k－P F I制度の内容やほかの公園の事例等、お話をしているのですけれども、どのような業態の事業者が入ってくるか分からないことへの不安であったり、東品川海上公園では大きなイベント等を行っていただいておりますので、イベントを行うときのP a r k－P F Iの事業者の関わり方について、どうなっていくのかといったところの不安などの声が上がっております。また、説明の中でも申しましたが、しっかりと船着場を今後、地域団体としても利活用していきたいし、ぜひP a r k－P F Iで入ってくる業者についても利用していただければといったようなご要望等も出ているところでございます。

次に、説明会についてでございますが、前回ご報告させていただいた際に、事業者が決定し、今後つくっていく施設等が明確になった際には、周辺にお住まいの方々はじめ、利用者に向けた説明をしっかりとやっていくつもりがあるということでお話をさせていただいたと考えております。現在のところはまだ公募も行っていないというところでございますので、決まっていることがないというところで、説明会等は現在実施していないところでございます。

スケジュールについてでございますが、7月の際は本年度内に事業者決定まで行えればということでスケジュールをお示しさせていただいたところでございますが、本日も説明させていただいたとおり、地域の方々のご同意を得ない中での手続を進めるというものは、区としてもしっかりとこの公園を地域の皆様とともに盛り上げていきたいという思いがございますので、そのところはしっかりと慎重に行って、区、それと利用される方、あと地域で活動されている団体の皆様が共通の認識を持って本事業を進められるように考えているということで、今回見直しのスケジュールを提示させていただいたところでございます。

○のだて委員

いろいろ住民の方からも声が出されているということですので、ぜひそうした住民の声に寄り添っていただいて、寄り添ったということでこの期間が延びているということでもあると思いますので、住民の声をよく聞いていただきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○西本委員

P a r k－P F Iについて、私たちは行政視察でかなり学んでまいりました。本当にとってもいい行政視察だったと思っております。そこで感じることに、管理する事業者には任せきりではなくて、地域の方々と一緒につくっていくということでありました。この状況だと、公募して、事業者が決まって、そこでお任せという状況になってしまうような気がするのです。そうではなくて、せっかくこの地域の方々というのは、運河まつりにしても、地域力のあるところなのです。なので、その方々と一緒につくり上げていくということでの公募の条件をぜひ入れていただきたいなと思っているのです。

それと、自由度です。P a r k－P F Iをするときの自由度はどのぐらいを想定されているのかということと、それから、この予定でいうと、来年度に事業者が決定されて、令和7年度が設計・施工になるということは、令和7年度の予算に入るという認識でよろしいでしょうか。

○高梨公園課長

今、委員からご提案いただきましたとおり、我々も地域と一緒に盛上げていけるような施設をしっかりと誘致したいと考えてございますので、そこら辺は、現在も進めていますけれども、地域の方々しっかりと話し合っ、公募指針の中に条件等を盛り込んで、つくり上げていきたいと考えてご

ざいます。

公募に際しての自由度というようなご質問もございました。まず、場所であるとか業態等は、あまり区のほうで例えばカフェとかという形で限定することなく、広く民間の提案を受けられるように、門戸を開いて提案を受けたいと思ってございますが、施設規模については、現在検討中でございますけれども、例えば他区でやられているように、公園全体をその事業者に任せるような形は、現在、区では想定してございません。東品川海上公園は広い公園でございますので、その中の一部に収益施設をつくって、それと地域の皆様の利用と一体となって公園全体が盛り上がるというところを想定していますので、施設規模については一定、指針の中で明示をしていきたいと考えてございます。そのほかの業態・業種関係については、規定をせず、広く提案を受ける考えでございます。

令和7年度に開業予定ということで、こちらについては前回は前回ご提示させていただいたスケジュールと変えずに、令和7年度中開業ということ現在のところの予定としてお示しさせていただいてございますが、ここでいう設計・施工関係は、あくまでも今回公募をする民間事業者の収益施設の設計・施工でございますので、開業に必要な建物関係の予算は、区では計上せず、民間事業者のほうで立ていただくことを想定しておりますが、この施設をつくることによって、公園の中も、例えば来園者の動線であるとかインフラ関係であるとか、そういったところも一緒に整備したほうが後々好ましいと思うことに関しては、区で予算を計上し、一緒に施工するというパターンも考えられると考えてございます。

○西本委員

これは新しい取組なので、ぜひ成功してほしいなと思うのですが、この周辺は、やはり旧東海道というか、宿場関係、結構活発な団体がたくさんおられるのです。なので、そことぜひ一緒に考えていただきたいなど。多分、先ほど地域の声はといったときに、イベントはできるのだろうかとか、これからどんな業者が来るのだろうかとかあって、すごく心配になっていると思うのです。そういう心配を、逆に、一緒につくってくださいという、そういう位置づけで展開していただきたいなど。おんぶに抱っこではなくて、自分たちも関わっていくよという、ぜひそういう機運を高めていただきたいなど。いい事例を出していただきたいなど。

多分いろいろお店を出したりというようなことを考えられると思うのですが、ぜひ地域のお店とかを使っていただけるような。これは私たちの視察のときもそうでしたよね。公園の中でのいろいろなイベントとかを取り入れた方というのは、地域の方々なのです。地域の商店街の方々とかかなりがっちり手を結んで事業を展開しているのですよね。それが継続していろいろなことができるという起爆剤になっているかなと思ったので、そういう形で、本当に周りの地域住民の方々のことを考えると、それは可能だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○田中委員

詳細はこれからということですが、今、施設をつくってという、それは基本はPFIを受けた事業者委ねるところであります、具体的に位置的な部分というのは、大体この辺というのは決めているのか、そこも含めてPFI事業者にある程度選択権を与えて対応してもらうようにするのかというところと、受ける側の要件として、当然ある程度しっかりしたところでない、今後の運営もお任せできないということがありますが、いわゆる株式会社というところなのか、例えばNPO法人というところでも、ある程度の実績があるところであればいいのかということと、併せて、ここは特に、こ

それを条件にしてしまう方がいいのかもあるのですが、先ほど来出ている、長年ここは運河まつりを行っている場所で、当然運河まつりも恐らく今後も継続的に続けようとする中で、運河まつりとの連携をどの程度重視されるのか。地域の方々の同意を得てというところなのですが、今も少し出ていますが、地域というのは、一般的には町会だとか商店街だとかということが地域的には考えられる、特にここでいうと、いろいろなまちづくりの、特に運河まつりを運営する主体もありますし、旧道での宿場まつり等、しっかりやっけていただいているところもありますし、もしお話ししていいのであればですが、具体的にどういう地域の方々の同意を求めようとしているのか、お聞かせいただきたいと思いません。

○高梨公園課長

最初に、施設を設置する位置についてでございますが、原則的なところで申しますと、先ほど答弁させていただいたとおり、区のほうでここに建てなさいというようにピンポイントで示すようなことはしないように考えてございますが、東品川海上公園は東京都下水道局のポンプ施設が、建屋でもございまして、地下に入っている部分等もございまして、そういった物理的に施設を建築することができない部分についてはしっかりとお示しをさせていただかなければいけないと。また、港湾局の護岸等もございまして、そういったところの条件は指針に記載したいと思っておりますが、それを満足する位置であれば、基本的に位置については事業者の判断に委ねようと考えてございます。

また、事業者の性質というか、会社でなければいけないのかというようなところでございますが、基本的に収支の計画等も出していただきますし、その具現性であったりとか、今までの実績等を踏まえて決めようと思っておりますので、会社でなければいけないかというような条件を区のほうで縛ることは現在考えてはございません。

最後に、連携して進めなければいけない、地域のイベント等との連携と、またその地域とはというところではございましたが、まず、運河まつり等、非常に活発にやっけていただいているイベントとの連携というものは、しっかりと公募の指針の中に、条件というか、連携の仕方については明示をしたいと考えてございます。まさしくその部分について、これから、現在までもお話ししてまいりましたが、地域の方々とお話をしてまいりたいと考えてございます。

お話ししている相手方については、ここで何々会というようなところでお話しするのは避けようと思っておりますが、町会もそうですが、メインとなって考えてございますのは、地域で様々なイベント等を主催していただいている、周りのまちづくりを含めた団体の方々と現在お話をさせていただいているところではございますので、そこの調整が主となると考えてございます。

○田中委員

西本委員もお話しされていましたが、我々、福山市に視察に行きまして、そこの先行事例を学んでまいりまして、大きな成功要因としては、まずは行政との連携ということですね、協業ということの必要性も感じましたし、その上で、地元をどれだけ理解し、しっかり対応してくださる業者を選んでいただけるかということにかかりますので、ぜひそういった視点を通じて、すばらしいものになるように期待をして、質疑を終わります。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) しながわ区民公園リニューアルイベントについて

○新妻委員長

次に、(6)しながわ区民公園リニューアルイベントについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨公園課長

引き続きまして私から、しながわ区民公園リニューアルイベントについて報告をさせていただきます。A4版片面刷りの資料でございます。

「1.概要」でございますが、平成26年度から実施してまいりましたしながわ区民公園の再整備が令和5年12月に完了したことを受けまして、リニューアルイベントを開催いたします。公園内で各種イベントを開催し、リニューアル工事の内容を知っていただくとともに、それぞれの施設で楽しんでいただけるイベントにする計画でございます。

「2.再整備経緯」でございます。平成26年度から中央ゾーンのプール施設の改修より再整備を開始いたしまして、平成28年度からは中央ゾーンの整備を、平成30年からは南側ゾーンの整備を、令和3年度からは北側ゾーンの整備を実施し、令和5年12月に全ての再整備工事が完了いたしました。

「3.イベント内容」でございます。まず、実施日につきましては、本年の3月20日、春分の日の祝日に実施いたします。時間は10時から16時までを予定し、屋外でのイベントとなることから、雨天の場合は中止といたします。実施する内容といたしましては、公園全体を回っていただき各施設でスタンプを集めるスタンプラリーをメインイベントとして実施いたします。全てのスタンプを集めていただいた方には、しながわ水族館の無料入館券を景品としてプレゼントする予定でございます。そのほかにも、しながわ水族館船着場から船による周遊や、園内2か所でのマンホールトイレの展示、縁日イベントにより子どもたちに楽しんでいただくものなど、各種の個別イベントを考えているところでございます。

詳細につきましては3月上旬に区ホームページにて掲載する予定でございます。なお、イベントの開催につきましては、広報しながわ3月1日号、町会回覧、SNS、ケーブルテレビ等で広報を行う予定でございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○西本委員

いよいよできたということで、本当によかったなと思います。それで、このイベントなのですけれども、雨のときはもうやらないということなののでしょうか。これ、順延はできないのかしらと思っているのですけれども、というのは、やはりこれ、楽しい催しの内容になっているので、子どもたち、親御さんたちも含めて楽しめるし、公園が親しみやすいというか、こういうふうに変ったのだねとより実感していただけるいいきっかけではないかなと思うのですけれども、時期をずらしてもいいから、こういうようなイベントをやっていただきたいなという気持ちがあるのですが、いかがでしょうか。

○高梨公園課長

ぜひ当日、晴れることを願っているところでございますが、どうしても公園の中ということで、準備の関係もございまして、現在のところ、全ての同じようなイベントを別日で行うというのは準備の関係で難しいという状況でございますが、ご提案を受けまして、例えば、今まさしく考案中でございますけ

れども、10年の年月をかけて再整備をしてきた歴史といたしますか、経緯がございますので、改修前・改修後の写真の展示であるとか、そういったところでいろいろと再整備の経緯を知っていただくというようなことをパークセンター等でできないかと考えてございます。また、しながわ水族館でも、しなフィンの着ぐるみとのふれあいなどというようなところも考えてございますので、雨天でもできるイベントをピックアップして行うなどということでも今後工夫すべく、考えてまいりたいと思っております。

○西本委員

期間をずらしてもいいから、やってほしいなと要望しておきたいと思えます。

それと、しながわ区民公園、水族館もそうなのですけれども、意外と他地域から来ている方が本当に多いのです。本当に品川区民の方以上に来られているのです。なので、やはりここは広く伝えてほしいなと思えます。ホームページ等でもいいのですけれども、今からでも遅くはないので、公園の中に貼り出しをすとか、何かそういう形で、ほかの方々にご来場いただけるような、そんな仕掛けもしてほしいなと思えます。

私も公園の中でインタビューをしたことがあるのです。どこから来ましたということで調べたときがあって、大分外から来られていますので、ぜひそういう配慮もしていただきたいなと思えますが、いかがでしょうか。

○高梨公園課長

現在でもSNS等含めて電子媒体を使つての広い広報を考えてございますが、今ご提案のありました公園に来ていただいた方が目に見えるような掲示であるとか、水族館にも区外の方が多くいらしていますので、水族館含め、そういったところの掲示による広報等、力を入れてやってまいりたいと考えてございます。

○新妻委員長

ほかに。

○田中委員

私も当日晴れることを願っております。イベントに関連してですが、まず、ここに記載されている、水族館船着場から船に乗船とありますが、これはどこまで船で行くのかとか、あるいは逆にどこからこちらに来られるのかということと、船着場から公園までは距離が少しありますが、その辺の誘導も、そこはしっかり対応していただけるのだらうと思えますが、公園の中の、既にあった野球場は再整備されたということと、サッカー場は今度新設をされたということで、若干思いつきのような意見になってしまうので、当事者の方のご意見もしっかり踏まえないといけないのですが、例えば少年野球の連盟に、当日のにぎやかし、開業したという一つの記念というか、大会を開催してもらおう。あるいは、こちらにも関係者がいらっしゃいますが、サッカーの大会を開催してもらおうとか、そういう公園を利用する方も共に楽しめるようなイベントにできるともっといいのかなと思うのと、逆に、行政的な視点かもしれませんが、2か所のマンホールトイレというのは、意味合いは分かりますが、開催に当たってのイベントとして、こういうのをつくったという紹介はいいと思えますが、広く多くの方に喜んでもらえるようなイベントの開催が、これはすみません、否定するものでは決してありませんが、多くの方に共有してもらえるようなイベント内容にすることも検討されているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○高梨公園課長

最初に、船旅についてでございますが、趣旨が、区民公園の中をいろいろと巡る中で、船着場もぜひ体験していただきたいということですので、どこかを結ぶというよりは、今、事業者と打合せをしてい

るところですので、まだ確定ではないのですけれども、現在のところ、周遊で考えています。お台場方面に向けて行って、ぐるっと周って帰ってくるということで、区民公園から出て区民公園に戻ってくるということで考えているところでございます。船着場から公園まで少し距離があるというお話でしたが、ちょうど水族館駐車場のところから船着場へ行くルートがございますので、しっかりとそこら辺、誤解のないように案内をしてまいりたいと考えてございます。

また、サッカー場や野球場を使ったスポーツのイベント、連盟等との連携というお話がございましたが、現在のところ、こちらも詳細は未定なのですけれども、新しくつくりました少年サッカー場を使ってスポーツイベントをやれたらなと考えてございます。また、利用者の団体等と、日付も迫ってまいりましたので、どこまでできるかということもございまして、また別日でも、例えばしながわ区民公園のグラウンドオープン記念の大会と冠をつけていただくとか、いろいろな連携の仕方があろうと思いますので、各種スポーツの団体等ともこれから話をしてみたいと考えてございます。

また、マンホールトイレのお話もございました。確かにただ展示しているだけではというところもございまして、今我々で考えているのは、実演というようなものの中に組み込んだり、あと、メインイベントとして考えていますスタンプラリーのポイントとして使わせていただいて、楽しみながら、そういった施設もしっかりとつくっているのだということを知っていただくということで、様々単発のイベントがメインというのはありますけれども、できるだけイベント同士をつなぐような仕掛けを考えてまいりたいと計画しているところでございます。

○田中委員

ぜひ多くの方に喜んでいただけるイベントをしていただきたいと思います。

1点、確認であります。事務事業概要のところには、名称で少年野球場とか少年サッカー場という、少年ということの明記がありましたが、こちらの資料を見ると、こども野球場とかこどもサッカー場となっておりますが、女の子も、サッカーにしても野球にしても、既に積極的に利用していただいておりますので、そういうことも踏まえて、今後、区の施設は名称として、少年野球場とかではなく、こども野球場、こどもサッカー場に統一するという方針になったということで受け止めていいのでしょうか。確認だけお願いします。

○高梨公園課長

申し訳ございません、事務事業概要のほうが恐らく混同されるような表記になっていたと思いますが、今、条例施行規則等で規定している施設の名称としましては、こども野球場、こどもサッカー場となっておりますので、これからはこの名前で統一していければと思います。

○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

○渡辺委員

今、田中委員から質問がありましたが、利用者の声というのをキーワードに、あるいは、関係する団体等が、私の把握している限り、ここで言う野球場ですとか、テニスも含めて、とにかくきれいになったと。サッカー場も新設されたというところ、あるいは、バスケットゴールもあつたりして、稼働率でいったらすごく高い水準であると思うのです。

私が聞いている限り、特に団体利用、品川区を統括する連盟の声としたら、すこぶる好評といたしますか、全ての施設に高い評価があると思います。その前提でいうと、今、リニューアルのタイミングも含めて、やはり1年に1回ぐらい、何か交流の場があつていいかなと。今回、オープニングが年度末です

が、翌年度も、年に1回は交流のイベント、この公園としてのイベントが盛大にあってもいいのかなと思います。

これはよく公園で花と緑とかある中で、グラウンド版というか、スポーツ施設の交流会なんていうのはなかなかほかの公園ではできない、この区民公園ならではのことだと思いますし、恐らくなのですが、その方がお客さんというよりは、ふだん利用させていただいている連盟だとかがしっかりしている組織というか連携しやすい組織だと、運営者で協力してくれるのではないかなと。恐らくそういうところを手弁当であったり、1年に1回は、グラウンドを使わせてもらっているという多くの人に感謝の気持ちがあると思うので、そういう人たちに逆にお手伝い、ボランティアで関わっていただきたいイベントができる可能性はすごく高いと思うのです。

あと、水族館との相性でいうと、ここもやはり少年少女のスポーツ施設は物すごく相性がいいと思うのです。水族館をより一層、教育施設として知ってもらったりという点からも、今回は違った切り口ですが、次年度以降は年に1回ぐらいそういう催し、指定管理の方等含めて、あってもいいかなと思います。

それは、こういうのがあるのだと。例えば児童遊園のところに来られた方も、全体を知ることにはなかなかないと思うので、それぞれのよさ、何ていうのですか、たすきがけの論理ではないですが、サッカーをやっている子が水族館や児童遊園で楽しむ、児童遊園に来た親子が、こういうところで将来野球選手になってほしいとか、何かそういう仕掛けとかストーリーのあるイベントを検討されてもいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○高梨公園課長

このたび10年かかって新たに生まれ変わった区民公園ということで、新しくスタートすることになってございますので、今、委員からご提案がありましたようなイベントについても、どんどんその時代その時代に合ったいいイベントを、様々な団体や、区の部署も公園課だけでなく様々な部署を巻き込んでやるというものは、これから本当に時代になかった取組ではないかなと考えてございますので、ご提案を真摯に受け止めさせていただいて、これから検討してまいりたいと考えてございます。

○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(7) 第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）について

○新妻委員長

次に、(7)第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）についてを議題に協議します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○北原河川下水道課長

私からは、第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）に関してご説明させていただきます。A4両面の資料をご覧ください。なお、本件につきましては、昨日開催されました総務委員会において議決事項として審議いただき、可決いただいたものに関連して、工事の内容などをご報告するものでございます。

本事業は、戸越、西品川地区周辺の浸水被害を軽減するため、第二戸越幹線を整備しているものでありまして、現在契約中の下流部シールド工事において変更が生じたために、その内容を報告するものになります。

続いて、工事概要になります。裏面中段の全体図をご覧ください。本工事は、全体平面図の赤線の下

流部におきまして、北品川立坑から西品川立坑までシールドマシンによる掘削を行うとともに、上流部におきまして、既設の下水道管と、既に掘削が完了している第二戸越幹線上流部を接続するための特殊人孔や取水工を2か所で整備するものでございます。

下段の左側をご覧ください。特殊人孔工、取水工（No.3）についてですが、第二戸越幹線から宮前坂広場まで推進工法により取水管を築造するとともに、宮前坂広場において特殊人孔を築造するものとなります。

次に、右側ですけれども、取水工（No.4）においてですが、既設の中流部貯留管から取水するために、第二戸越幹線と接続する工事として、接続するに当たっては、補助地盤改良が必要で、地盤を凍らせることで地盤を強化する凍結工法によって行っております。

表面にお戻りください。変更内容についてですけれども、まず管渠工（シールド工法）、仮設工（シールド）における変更内容といたしましては、1番目に、到達防護（補助地盤改良工）について、現地調査等の結果、凍結工法から薬液注入工法に工法変更するとともに、立坑内の到達箇所筒状の鋼製隔壁を設けまして、内部を土で充填した上で到達する方法に検討するものでございます。また、到達方法の変更に伴いまして、到達部のセグメント割付を変更するとともに、薬液注入時に必要となる地下水の水質調査等を追加・変更いたします。

2番目に、シールド掘進により発生する残土のポンプ圧送による廃土について、掘進する土質性状によりまして当初設計の加泥材では圧送が困難であるため、加泥材に土砂圧送流動化剤等を追加いたしますとともに、その流動化剤等を追加することによって増加する廃土に係る処分費を追加するものでございます。

続いて、特殊人孔工、付帯工（No.3）における変更内容といたしましては、1番目に、立坑用地返却時の形状に合わせ、人孔上部ブロックの割付を変更するとともに、擁壁、フェンス、排水施設復旧等を追加するものでございます。2番目に、舗装の復旧範囲について現地確認を行った結果、舗装復旧面積を変更するものでございます。

次に、事業損失防止費の変更内容といたしましては、1番目に、家屋調査費について、調査実績に合わせ調査件数を変更するものでございます。2番目に、取水No.4の凍結工法施工に伴いまして、東京ガス、水道局、下水道局に近接して施工を行うことから、計測管理を追加するものでございます。

次に、インフレスライドの適用により、契約金額を増額いたします。

最後に、工期の変更といたしましては、9月の委員会でもご報告させていただきましたが、ポンプ圧送管の閉塞等の影響でシールド工事に遅れが発生したことから、工期を84日間延伸するものでございます。

裏面上段の工程表をご覧ください。赤線で囲った工事が今回の工事になりまして、延伸後の工期が令和6年7月31日までという形になります。

なお、第二戸越幹線整備事業全体としては、引き続き、子供の森公園隣接地及び西品川公園内での特殊人孔の築造のほか、上流部においてはさらに2か所の取水工事などを予定しているところでございます。全体の工事期間につきましては、次期工事による影響も大きいことから、現在精査しているところであり、別途報告させていただきたいと考えております。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○のだて委員

以前の説明のときにも工期の変更とかがあって、その具体化がされたのかなと思ったのですが、前回の説明のところからの変更点というのはどこになるのか、それともこれ全体がそうなのかというところを伺いたいと思います。

○北原河川下水道課長

前回につきましては、補正予算を組むということで、当初、今年度工事が完了するところ、来年度予算が計上されておりましたので、来年度分の予算を計上したという形になります。今回につきましては、契約変更を受注者とも協議した上で正式に行うということで、工事の工期が決まったという形になりまして、委員がおっしゃったように、より具体的になったという形になります。

○のだて委員

より具体的になったということで、そうすると、前回の説明のところからあまり変更がないはずなのかなというところなのですが、前回の資料を見ると、前回は凍結工法でやるということになっていたのですが、今回はその凍結工法は変更するということですね。なので、前回の説明からも結構変わっているのかなと思ったのですが、そこをもう少しご説明いただければと思います。

○北原河川下水道課長

凍結工法に関する変更というのが、前々回ですか、変更していたと思うのですが、それは取水No.4という、中流部の貯留管から第二戸越幹線に接続するというやり方の部分だったかなというところでした、今回は、シールドが到達する西品川公園のところの施工方法で、凍結工法でももとはやろうと思っていたのですが、それを変更したという内容になってございまして、場所と施工方法が違うという形になります。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 目黒川安全航行啓発活動の実施について

○新妻委員長

次に、(8)目黒川安全航行啓発活動の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○北原河川下水道課長

それでは私から、目黒川安全航行啓発活動の実施について報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

目黒川安全航行啓発活動ですが、桜の時期の目黒川において、多くの人が目黒川を安全かつ快適に利用できるように、目黒川を航行する船舶などに対しまして、ほかの船や周辺環境に配慮したマナー航行を呼びかけるものでございます。今年度で8回目の開催となります。

実施日は令和6年3月30日土曜日、31日日曜日の2日間になります。

実施主体は、目黒川航行マナー向上委員会となりまして、委員会の構成は、舟運事業者、区内水辺関係団体、水上オートバイの団体等で構成されており、区が事務局となっております。また、警視庁や海上保安庁にもご協力いただいております。

続いて、実施内容です。啓発活動実施期間中は、区内の目黒川全域を河川占用し、航行の制限をかけ

ます。また、期間中に目黒川を航行する方は、事前に事務局である区に申請をして、添付している別紙1の目黒川航行マナーガイドマップを確認の上、資料の左下のイラストで示した専用旗やステッカーを掲示して航行していただきます。

別紙1をご覧ください。目黒川航行マナーガイドマップですが、守っていただきたい3つの基本的なマナーや、護岸・河床の危険な箇所などを掲載しております。

最初の資料にお戻りいただき、実施内容の3つ目をご覧ください。目黒川に架かる橋や護岸に、資料下中央の写真に示すような航行マナーを啓発する横断幕や危険箇所を示すサインを設置いたします。

実施内容の最後ですが、期間中は河口部において、右下の写真にありますような警戒船等により啓発活動を行いまして、事前に申請のない船舶についてはその場で活動内容等を説明して、航行マナーを遵守していただける船については航行を可能とします。

最後に、周知方法ですが、2月1日より区のホームページにて周知を行っております。また、航行マナー向上委員会のメンバーを通じて、舟運事業者などに添付した別紙のチラシを配布しております。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○西本委員

今回8回目ということですが、これはどういう効果が得られていますか。大分落ち着いてきているのかなという感覚はあるのですが、周知がされていて、大分マナーが守られてきていることなのか、ただ、2日間ですよ、2日間以外になるとまたマナーが荒れてしまうなどという状況なのか、それとも、大分周知されていて、目黒川の使い方というか、うまく使われているのかどうか、その状況を教えてください。

○北原河川下水道課長

この活動を始める前の平成27年度には、区への苦情が4件という形でありましたが、その後、少ない件数で推移しておりまして、昨年度も1件ということで、そういった意味では、啓発活動の効果でマナーが向上してきているのかなというところです。

また、この委員会に属している皆さんからも、やはりこういった取組が浸透してきているというところで言っていておりまして、ただ一方で、やはり桜の時期の舟運というのも人気が高まっているところもありまして、船が非常に増えてきているということもありまして、また、区外の事業者の方も桜の時期には船を航行したりするということもありますので、引き続きこういった活動を続けていくのが大事かなと思っております。

○西本委員

やはりコロナ禍が終わったということもあって、多分ここは人気だと思うのです。それで、目黒川もかなりきれいにしようという動きがあるので、目黒区もきれいにしようということで大分頑張っているのですよね。そう考えると、今ご説明があったように、これから増える可能性もあるなという思いがあるので、ぜひ事故のないように、マナー重視ということで、これは本当に地道な活動なのですよね。毎回毎回やって、それでしつこくしつこく言っていかなければいけないことだと思うのですが、安全配慮という形で、これからも頑張りたいなと思っております。決して事故がありましたとか、そういう報告をいただくことがないようによろしくお願いいたします。

○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。

○田中委員

今回8回目ということで、これまで地元の水辺関連団体の方々の協力もあって実施されてきており、成果を上げているものだと思いますが、地元の方々はマナーをしっかりと守った中で、特に桜の時期、桜を楽しみながら水辺に親しむということでされていますが、要は区外から来られる方でマナーがなかなか行き届いていないというケースがほとんどなのだろうと思います。

その区外の方が来る目的は、桜の下での水辺を楽しみたいということだと思いますので、今回は3月30日・31日の2日間ではありますが、桜なので、自然が相手ですので、早まったり遅まったりすることもあり得ますので、航行の啓発活動としてはこの当日なのですが、その前後した、特に桜を求めてマナーの悪い人が来る可能性もありますので、この2日間だけやってよしとせず、しっかり状況を把握していただけるような取組をお願いしたいと思います。

それと、少し細かい話ではありますが、正式名称としての五反田船着場という名称がふさわしいのかもしれませんが、せっかくあややってリバーステーションというようなすばらしい名前もつけて、より親しんでもらうということもありますので、表記の問題ではありますが、どちらを売りに出そうとされているのか分かりませんが、より広く発信をするという意味でも、リバーステーションというような名前に統一というか、すみません、これは私一個人の意見なので、ほかの方の意見もぜひ聞いていただきたいのですが、こういう記載に関しても、より今後の水辺に親しむ事業に生かされるような視点からの資料作成もぜひお願いしたいと思います。その辺も含め、いかがでしょうか。

○北原河川下水道課長

まず、開催時期についてですが、桜の開花予想時期を見まして、それでこの時期に設定しているということになります。確かに桜が咲いている時期が長期間に及ぶので、そういった意味では、啓発の看板とかあいつたものはそれよりも長い期間、3月上旬から4月上旬ぐらいまで設置して、啓発に努めているところです。ただ、委員からご指摘のありました状況の把握というところは今後も努めていく必要があると思っておりますので、それ以外の期間の状況も周囲の事業者の方などに聞きながら、できる対策をやっていきなすと思っております。

五反田船着場とリバーステーションの名称につきましては、確かにご指摘の部分がございすので、表記をきちんと、どういう場合、どうやって使うのだというのを決めて、より船着場が浸透していくように努めてまいりたいと思っております。

○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○新妻委員長

次に、予定表2、その他を議題に供します。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○新妻委員長

ありがとうございます。それでは、この案のとおり申し出ます。

(2) 委員長報告について

○新妻委員長

次に、(2)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(3) その他

○新妻委員長

次に、(3)その他で何かございますか。

○品川品川区清掃事務所長

それでは私から、粗大ごみインターネット申請増加に伴いまして、電話受付時間の変更についてご説明いたします。それでは資料をご覧ください。

まず「1.目的」でございます。昨年10月より新粗大ごみシステムを導入しまして、インターネット申込みができる品目を増やしてございます。これに伴いまして、インターネット申込み件数や電話の受電数等を勘案いたしまして、粗大ごみ受付センターの電話受付時間を変更したいと考えております。

「2.変更内容」になります。変更内容ですが、現在、朝8時から夜9時までの受付時間を、朝8時から夜7時までに変更するものでございます。

理由でございます。24時間インターネットは受付可能でございます。こういったところの拡大により非常に利用率が向上しているところ、それから電話による受付時間は、19時以降の受電数が非常に少なくなっているところ、それから他区と照らしますと、19時までで終了している区は21区ということで、別紙をご覧くださいいただけますでしょうか。上段の表になります。こちらは粗大ごみ受付センターの時間帯別の受電数となっております。黄色で囲っている部分が19時から21時までの受電数となっております。8時から19時までの時間帯と比べますと、非常に低い件数となっております。

下段の表をご覧くださいいただけますでしょうか。こちらは電話の受付とインターネットの受付の件数を比較したものでございます。新たにシステムを導入しました10月以降は、インターネットの件数の割合が7割を超えている状況になりまして、毎月毎月数字が現在伸びているというような状況になってございます。

それでは、資料、戻っていただきたいと思います。実施日でございますが、令和6年4月1日から実施していきたいと考えております。

周知方法としましては、広報紙、ホームページ、X等で周知をしていく予定でございます。

○新妻委員長

報告が終わりました。

本件に関しまして、ご確認等ございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

インターネットでの申込み件数を増やしたということで、電話とネットではできる品目数がどれだけ違うのかというのを伺いたいのと、やはり夜というのは恐らく仕事をしている方がよく利用されるのかなと思うのですが、そうした方への影響というのですか、区の考えているところと、今後そうした方にどう対応していくのかというところを伺いたいと思います。

○品川品川区清掃事務所長

電話と比較してというところですが、申し込む品目等については、電話とインターネットとほぼ変わりません。ただ、やはり持ち込むという内容をいろいろ聞かなければいけないものとか、そういうものはさすがに電話で対応しないといけないのですが、品目数としては、インターネットと電話の対応数はほぼ変わらないというような状況になります。

それから、夜の対応でございますが、これは我々の見込みとしてというところもあるのですが、日中、高齢者の方等がいろいろ申し込んだりするような時間帯については、電話のほうを充実させていただいて、夜間については、若い方というか、インターネットとスマホ等を活用できる方が利用者としては多いのではないかとということで、このような時間帯で十分ではないかとということで判断しております。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○西本委員

多分これは委託されているのですよね。委託の場合、多分少しはコスト削減になるのかなと思うのですが、どれぐらい削減になったのでしょうかということと、電話のメリットというのは、よく聞いてくれるのですよ。こういうものです、ああいうものです、どうしたらいいでしょうという、よくしていただいているのですよね。それは日中聞けばいいということではあると思いますので、別に夜間やる必要はないのかなという思いはありますが、ただ、昨日も申し上げましたけれども、やはりインターネット、分かりやすいように、できれば絵とか何かあるといいなと思うのですが、判断がつかないものを、インターネットで判断が付きやすいものにしていただくと、さらに利便性が高まるかなと思っておりますので、いかがでしょうか。

○品川品川区清掃事務所長

コストですけれども、人件費の部分になります。夜間ですので、多少人数が少ない時間帯であるということはありますが、おおむね240万円、年間で削減できると見込んでおります。

それから、インターネットのほうは、努力して、使いやすいようにやっていきたいと、このように考えております。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

ほかにその他で何かございますか。

○長尾建築課長

第17号議案として上程されております品川区手数料条例の一部を改正する条例について、口頭にて報告いたします。

この条例につきましては、昨日の区民委員会において審査され、可決されております。改正の主な内

容が、戸籍法の改正に伴う各種証明書の交付手数料を規定することが中心でしたので、区民委員会に付議されておりました。

この条例改正に合わせまして、建築課で所管する5つの手数料について、建築物省エネ法の法令名称の変更を反映させる規定整備を行っております。

なお、この条例改正の施行期日は、令和6年4月1日となります。

○新妻委員長

報告が終わりました。

本件に関しまして、ご確認等がございましたら、ご発言願います。

よろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

ほかにその他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ないようですので、私から1点ご案内いたします。

去る2月22日の委員長会において、議長より、来期の各常任委員会における所管事務調査の調査項目を決定する上で参考となるよう、所管事務調査の現況報告を提出してほしい旨の依頼がありました。本委員会におきましても、これまで取り組んでまいりました「住宅に関することについて」、「公園に関することについて」および「水辺の活用について」の3項目について、これまで計3回にわたって調査・研究を行ってまいりましたので、議長からの依頼のとおり、活動の現況を報告してまいりたいと考えております。

こちらの文面につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ありがとうございます。では、そのように報告させていただきます。

議長に報告する文面につきましては、後日、皆様にもお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして建設委員会を閉会いたします。

○午後2時07分閉会